

笹尾山周辺整備基本計画
【史跡関ヶ原古戦場整備計画別冊】

令和7（2025）年3月

関ヶ原町

序章 はじめに

関ヶ原町は岐阜県美濃地方の西端に位置し、古代から東西を結ぶ交通の要衝であり、慶長5（1600）年には、関ヶ原の戦いが行われた古戦場として、その知名度の高さは全国有数です。しかしながら、この歴史的遺産をいかに適切に保存していくか、また有効にまちづくりへ活かしていくことは、本町の積年の課題でした。

こうした中、関ヶ原古戦場ランドデザインを平成26（2014）年度に岐阜県と共同で策定しました。

この指針は、これまで策定してきた関ヶ原古戦場保存活用のための基本構想及び史跡関ヶ原古戦場保存管理計画策定報告書（以下、「保存管理計画」という。）を踏まえながら、関ヶ原のブランド力を活かした地域活性化の実現に向けた取組みをまとめたものであり、史跡の再整備・活用は重要な取組み方針の1つです。

そして、史跡関ヶ原古戦場整備計画策定報告書（以下、「整備計画」という。）は、これまでの報告書等の内容を踏まえたうえで、長く親しまれる史跡を目指して平成27（2015）年度に策定しました。

本町では、この整備計画に基づき、工作物撤去や眺望確保のための伐採を中心とした取組みを進める中、令和2（2020）年には古戦場の拠点施設として岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下、「記念館」という。）が開館しました。これまで記念館を核とした史跡へ誘う取組みを推進し、記念館の来訪者のうち、一定数は史跡への訪問につながっていますが、古戦場見学の中心地となっている決戦地、石田三成陣地周辺（以下、「決戦地等」という。）の更なる周遊促進のため、整備計画のうち、決戦地等の魅力向上を図るための個別計画について、本書のとおり「笹尾山周辺整備基本計画」【史跡関ヶ原古戦場整備計画別冊】（以下、「本計画」という。）として策定します。

今後は本計画に基づいた整備を進めますが、地域住民をはじめ、各関係者との協働により、決戦地等の適切な保存・管理、そして整備・活用を推進します。

本計画の策定にあたり、多大なるご支援、ご協力を賜りました検討委員会の委員方をはじめ、文化庁文化資源活用課、岐阜県、その他関係各位のご尽力に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

関ヶ原町長 西脇 康世

例 言

1. 本計画書は、岐阜県不破郡関ヶ原町に所在する国指定史跡関ヶ原古戦場（昭和6年3月30日指定）のうち、決戦地（旧北小学校敷地等）及び石田三成陣地（全域）についての整備基本計画である。
2. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化資源活用課、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導助言のもと、関ヶ原町が史跡関ヶ原古戦場保存整備検討委員会を設置し、委員への意見聴取を行った。また、各委員には、委員会での協議以外において、専門的見地からの指導を現地等で随時いただいた。
3. 本計画に掲載した図版は、関ヶ原町が作成したものを中心に使用したが、一部で既知の文献等を使用した。典拠については、表題に併記している。また、掲載している写真については特に断りの無い限り、関ヶ原町が撮影したものである。
4. 本計画の編集・執筆は、関ヶ原町古戦場活用推進課が担当し、関連業務を株式会社イビソクに委託した。
5. 整備事業及び本報告書の作成にあたり、次の機関・個人に多大なご協力とご指導を賜った。記して厚くお礼申し上げます次第である。
文化庁文化資源活用課、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課、岐阜県観光国際部観光資源活用課関ヶ原古戦場活用推進室、岐阜関ヶ原古戦場記念館
6. 「関ヶ原」の表記について、史跡指定名称の「関ヶ原古戦場 附 徳川家康最初陣地 徳川家康最後陣地 石田三成陣地 岡山烽火場 大谷吉隆墓 東首塚 西首塚」以外は、「関ヶ原」を使用した。

目次

序章 はじめに 例言

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	2
3 委員会の設置及び開催の経緯	3
4 計画期間	5
5 計画の対象範囲	6
6 関連計画との関係	8
第2章 計画地の現状	10
1 位置と自然的環境	10
2 笹尾山周辺及びその周辺地域の歴史的環境	11
3 社会的環境	14
第3章 笹尾山周辺（決戦地及び石田三成陣地）の概要	18
1 史跡等指定の状況	18
2 史跡等の概要	21
3 これまでの史跡整備の取組みと今後の課題	22
4 史跡等の公開活用のための諸条件の把握	23
第4章 基本理念と基本方針	25
1 基本理念	26
2 基本方針	26
第5章 整備基本計画	29
1 ゾーニング計画	29
2 保存整備に関する計画	34
3 活用整備に関する計画（指定地内）	34
4 活用整備に関する計画（指定地外）	43
第6章 管理・運営に関する計画	45
1 公開活用計画	45
2 整備事業に関する庁内体制	46
3 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制	46
4 地域住民の参画	46
第7章 事業計画	47
1 整備の優先順位	47
2 年次計画	47
3 想定事業費	49
4 完成予想図、平面図含む	49

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

史跡関ヶ原古戦場（以下、「本史跡」という。）は岐阜県不破郡関ヶ原町に所在する戦跡であり、慶長5（1600）年には、豊臣秀吉死後の政権を巡って、石田三成（西軍）と徳川家康（東軍）の戦いが行われた古戦場である。昭和6（1931）年3月30日に開戦地・決戦地・徳川家康最初陣地・徳川家康最後陣地・石田三成陣地・岡山烽火場・大谷吉隆墓・東首塚・西首塚の9か所が国史跡に指定され、今日まで保存整備をしてきた。

本町では平成21（2009）年度に史跡指定地（以下、「指定地」という。）を構成する諸要素の把握、全体及び諸要素ごとの保存管理・活用の基本理念と基本方針、現状変更の取扱基準等を定めた保存管理計画を策定した。

その後、本町と岐阜県が共同で策定した『関ヶ原古戦場ランドデザイン』を元に、平成27（2015）年度には、整備計画において古戦場を適切に保存・活用するための具体的な整備内容を定め、令和2（2020）年度までの6年間、史跡整備事業を行った。史跡に相応しい環境の実現に向けて、不要な建造物の撤去、樹木の伐採による眺望確保のほか、関ヶ原の戦いに関するサインやベンチ、四阿など各種便益施設のデザインの統一により、史跡景観の調和を図った。令和2（2020）年10月には古戦場周遊観光の拠点施設として、岐阜県が徳川家康最後陣地に隣接して記念館を開館、あわせて本町が関ヶ原町歴史民俗資料館を教育的視点、体験的要素を重視した「関ヶ原町歴史民俗学習館」としてリニューアルした。

記念館の開館以降、順調に観光客が増加している状況の中、古戦場の中でも訪問者が特に多い笹尾山周辺の魅力向上により、来訪者の更なる周遊を促すべく、整備計画の個別計画として、本計画を策定する。

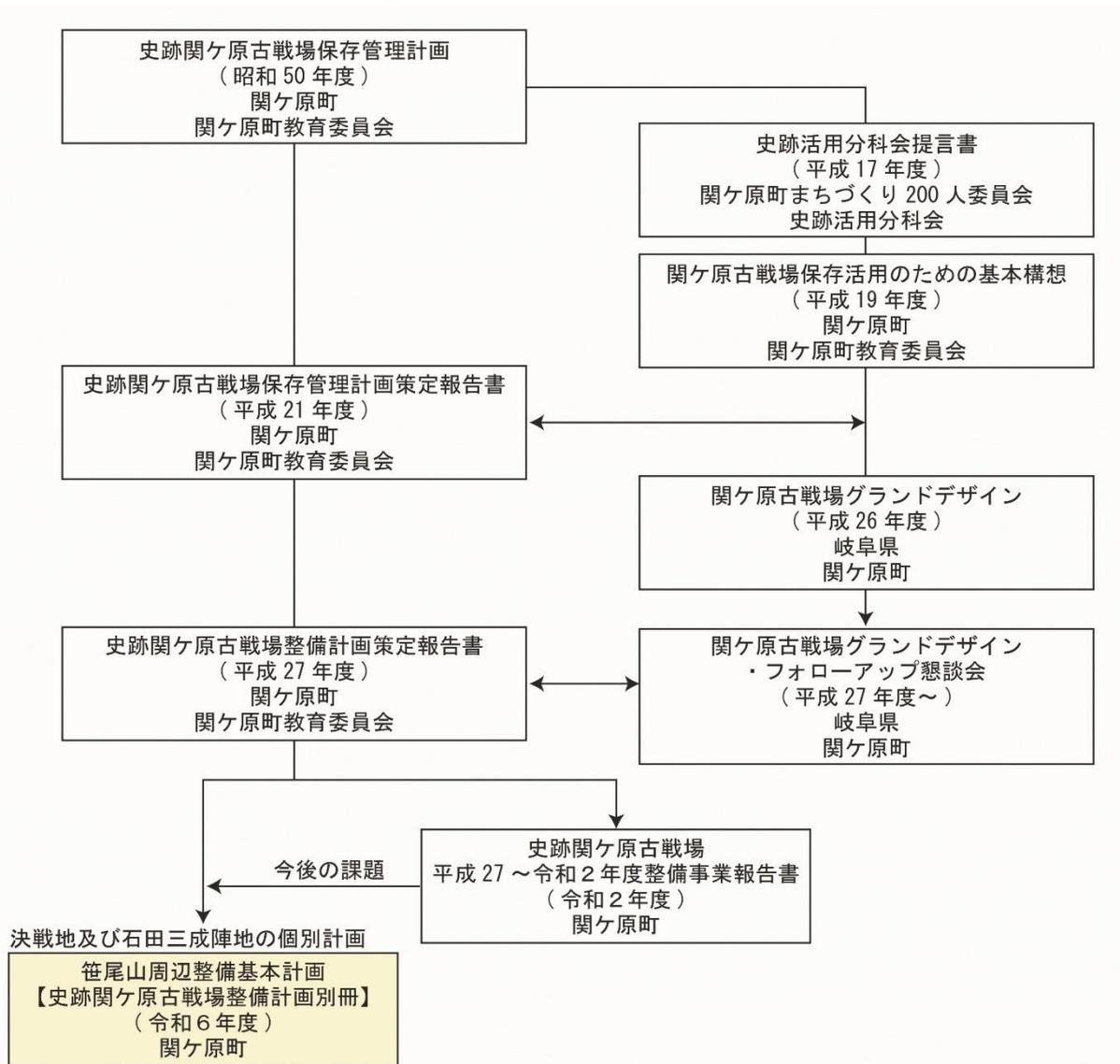


図1：本計画の位置づけ

2 計画の目的

本計画は保存管理計画に基づき、特に訪問者が多い決戦地、石田三成陣地の保存はもとより、更なる活用促進に向け、必要な整備内容を定め、実施するために策定するものである。

保存管理計画で定めた本史跡の本質的価値、構成要素及び各種方針を踏まえ策定した整備計画に基づいて、これまで実施した整備状況の精査とともに、新たに生じた課題の解決も含め、本計画では史跡の保存・活用に資するための具体的な事業計画を整理したものである。

3 委員会の設置及び開催の経緯

○委員会の設置

本計画の策定にあたって、本町では令和6（2024）年度に学識経験者等からなる「史跡関ヶ原古戦場保存整備検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置して、必要な事項の調査審議を行った。

なお、策定に際して、随時、文化庁文化資源活用課、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課からの指導・助言や、岐阜県観光国際部観光資源活用課関ヶ原古戦場活用推進室、岐阜関ヶ原古戦場記念館との連携を図っている。

本委員会は、令和6（2024）年7月から計3回開催、調査審議の結果を踏まえ、所定の手続きを経たうえで、本計画を策定した。委員会の委員構成、設置規則、主な審議内容については以下のとおりである。

史跡関ヶ原古戦場保存整備検討委員会名簿

	役職名等	氏名
専門委員	滋賀県立大学名誉教授	中井 均（考古学）
	名古屋大学名誉教授	羽賀 祥二（日本史学）
	淡海歴史文化研究所 所長	太田 浩司（文献史学）
	岐阜工業高等専門学校 准教授	櫻木 耕史（景観）
	インバウンド観光アドバイザー 関ヶ原観光大使	クリスグレン (インバウンド・観光)
委員	関ヶ原町文化財保護審議会 副会長	池側 誠
	関ヶ原おもてなし連合 会長	小谷 清美
	関ヶ原町議会議長	谷口 輝男
	(一社) 関ヶ原観光協会 代表理事	澤頭 健治
指導	文化庁 文化資源活用課 文化財調査官	中井 將胤
	岐阜県 文化伝承課 主査	苅谷 菜々子
委員外	関ヶ原町長	西脇 康世
	岐阜県 関ヶ原古戦場活用推進室 室長	山内 健資
	岐阜関ヶ原古戦場記念館 副館長	梅本 雅史

(敬称略、令和6（2024）年度末現在)

史跡関ケ原古戦場保存整備検討委員会設置規則

(設置)

第1条 町長は、平成21年度に策定された「史跡関ケ原古戦場保存管理計画策定報告書」に基づき、史跡関ケ原古戦場（以下「史跡」という。）の将来的な保存を前提とした環境整備と活用を検討するために、史跡関ケ原古戦場保存整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 史跡の保存、整備及び活用に関する事項
- (2) 史跡の管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員会の委員は、以下に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 公募による町民（以下「公募委員」という。）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後初の会議は、町長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(部会)

第9条 委員会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、古戦場活用推進課において処理する。

(公募委員の定数)

第11条 公募委員の定数は、2人とする。

(公募委員の応募資格)

第12条 公募委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 町内に在住する20歳以上の者
 - (2) 本町が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (公募委員の応募方法)

第13条 公募委員への応募は、住所、氏名、生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送又はE-mail等により行うものとする。

(公募委員選考委員会)

第14条 公募委員を選考するため「史跡関ヶ原古戦場保存整備検討委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、公募委員以外の委員をもって充てる。

(公募委員の選考方法)

第15条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

○開催の経緯

委員会の経過・開催概要は以下のとおりである。

委員会の開催日程及び主な審議内容

	日程	主な審議内容
第1回委員会	令和6（2024）年 7月9日	・整備対象地視察 ・整備コンセプトに関する意見交換
第2回委員会	令和6（2024）年 11月29日	・第1回検討委員会での意見への対応 ・基本計画案に関する意見交換
第3回委員会	令和7（2025）年 2月13日	・第2回検討委員会での意見への対応 ・基本計画最終案に関する意見交換

4 計画期間

決戦地、石田三成陣地における整備は、史跡の価値を確実に保存し、将来にわたって継承していくことを主軸としながら、並行してその活用を図っていくことが重

要である。決戦地、石田三成陣地の整備内容は多様であることを踏まえ、技術的にも財政的にも長期的な視点を持って整備に取り組む必要がある。

また、計画の実現に向けては、その進捗状況を適切に把握する必要があり、そのためには計画期間を定める必要がある。

本計画では、令和7（2025）年4月1日から史跡指定100年となる令和14（2032）年3月31日をその計画期間とする。なお、適宜これまでの進捗状況の効果検証を行ったうえで、必要に応じて本計画の見直しを図ることとする。

あわせて、今後の調査研究の進展等に伴う見直しについても、柔軟に対応する。

5 計画の対象範囲

本計画の対象となる範囲は、保存管理計画において指定地内の決戦地、石田三成陣地の範囲の中で史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存や、その価値を伝えるための公開活用に向けた整備を優先的に行う箇所とする。

ただし、旧北小学校跡地のうち指定地外については、一体的に整備することにより、決戦地等の活用整備に資すると考えられることから、計画の対象範囲に含むこととする。

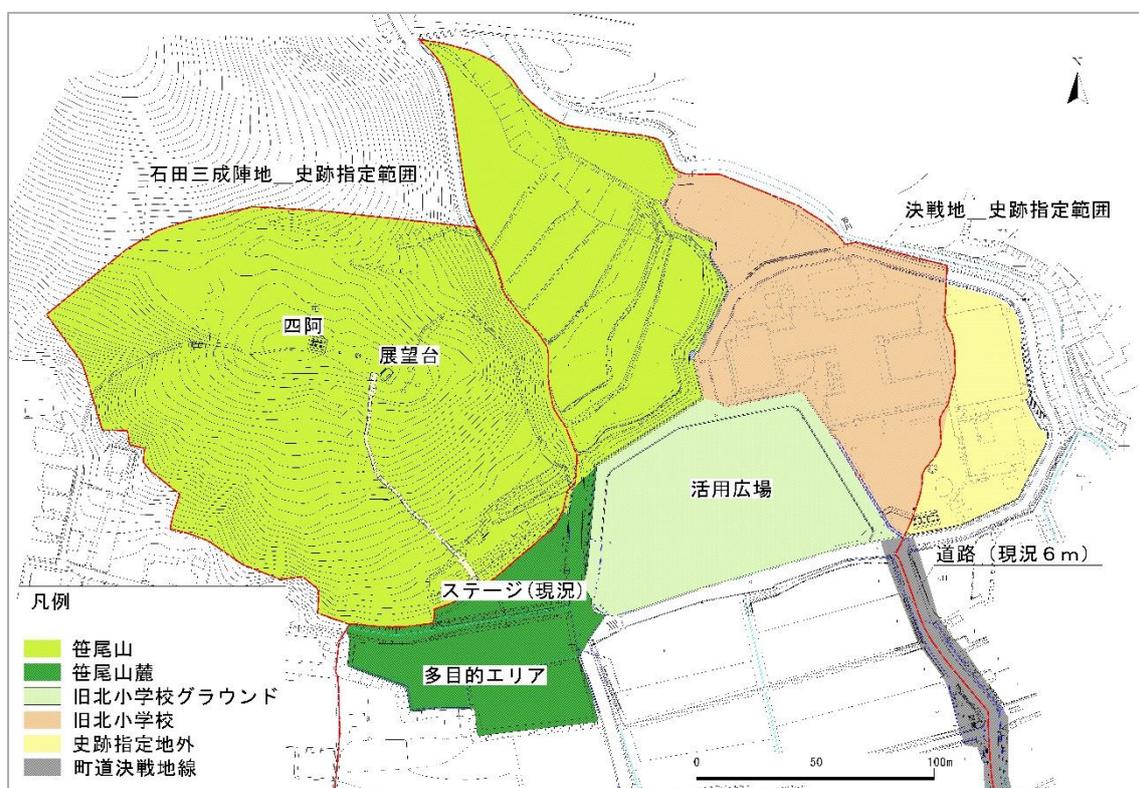


図2：計画対象範囲図



計画地 全景



旧北小学校校舎 全景

6 関連計画との関係

指定地内の決戦地、石田三成陣地の範囲にかかる事業計画で、本計画と関連する計画は、以下のとおりである。

関連計画一覧

番号	関連計画名	関連計画の概要	史跡について言及している内容
1	関ヶ原古戦場保存活用のための基本構想 (平成 19 (2007) 年策定)	町内史跡の活用方針に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 魅力の掘り起こしと発信 ■ 町全体を視野に入れた保存整備 ■ ネットワークづくり ■ 町民参加の整備活用
2	史跡関ヶ原古戦場保存管理計画 (平成 21 (2009) 年策定)	古戦場の現状と課題を整理し、今後の適切な保存管理活用に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積極的に保存すべき要素 ■ 保存顕彰に関わる要素 ■ 保全の対象となる要素
3	関ヶ原古戦場グランドデザイン (平成 26 (2014) 年策定)	関ヶ原古戦場の整備・活用の指針となるハード・ソフト両面における具体的な取組をまとめた計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 案内誘導サインの整備 ■ 史跡の再整備(景観復元) ■ 史跡内案内表示板の充実
4	史跡関ヶ原古戦場整備計画 (平成 27 (2015) 年策定)	各史跡地の具体的な整備内容を定めた計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本質的な価値の維持、向上、顕在化 ■ 往時の景観をイメージできるような整備 ■ 広場、便益施設整備 ■ サイン整備
5	関ヶ原町総合計画基本構想 (平成 30 (2018) 年策定)	関ヶ原町が目指す将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱、土地利用方針を示すもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 古戦場の再整備 ■ 歴史的遺産が調和した地域環境の形成
6	関ヶ原都市計画区域マスタープラン (令和 2 (2020) 年策定)	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史資産の保全と活用

番号	関連計画名	関連計画の概要	史跡について言及している内容
7	関ヶ原町過疎地域持続的発展計画 (令和3(2021)年策定)	過疎地域からの自立に向けた地域活力向上のための基本方針を定める計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関ヶ原古戦場の史跡整備と案内看板等の付帯設備の整備 ■ 歴史資産の保護・継承・活用とさらなる史跡の価値向上 ■ 史跡の適正な保存及び維持管理
8	関ヶ原町景観計画 (令和3(2021)年策定)	「景観まちづくり」を推進するための方針を定める計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陣跡相互の眺望の形成・保全 ■ 戦いが想起される眺望景観の保全活用 ■ 史跡めぐりルートの整備
9	関ヶ原町まちづくりマスタープラン (令和4(2022)年策定)	都市計画に関する基本的な方針を定める計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住環境と歴史的資源と調和した景観や眺望などに配慮した建築物の規制誘導 ■ 陣跡からの眺望確保などの歴史的景観の形成・保全
10	関ヶ原町総合計画後期基本計画 (令和5(2023)年策定)	基本構想に基づき、その実現を図るために必要な主要施策等を体系的に示す計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花畑の創出や眺望環境の整備などの史跡整備の推進 ■ 周辺環境と調和した歴史景観の維持 ■ 史跡の再整備 ■ 歴史資産の保護・継承・活用とさらなる史跡の価値向上 ■ 関ヶ原古戦場の保全と活用 ■ 文化財の保存・活用
11	関ヶ原町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和7(2025)年策定)	関ヶ原町における地方創生推進のための具体的な施策をまとめた計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観作物の栽培など史跡内農地の修景 ■ 史跡の再整備と総合的な戦国時代の演出の展開

第2章 計画地の現状

1 位置と自然的環境

○位置

本史跡の所在する関ヶ原町は、岐阜県南西部に位置し、北は揖斐郡揖斐川町、東は不破郡垂井町、南は大垣市、西は滋賀県米原市に接する。町域は名古屋・京都の都市部から100km圏内にあり、J R 東海道本線、J R 東海道新幹線、名神高速道路、国道21号、国道365号が交差する交通の要衝となっている。

令和8（2026）年には、愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる東海環状自動車道が開通予定であり、交通アクセス改善に伴い、本史跡への来訪者増大が予想される。

本史跡は主に関ヶ原盆地の平野部に位置し、その中央部に位置する徳川家康最後陣地を中心とした半径2km圏内に分布している。



図3：広域位置図

○自然的環境

関ヶ原町の総面積は49.28km²で、東西約8.1km、南北約12.5kmと、南北に長い町域を有している。北は伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれ、平野部でも海拔100～200mの高低差があり、変化の多い地域となっている。町土の約80%を山林が占め、平野部は極めて少ないが、豊かな緑に恵まれている。東西文化圏の境界付近にあり、南北を山地に挟まれているという地形的特徴から、東西の交通路が集中する交通の要衝としての性格をもっている。

関ヶ原町の気候は、太平洋型の気候が特徴の東海気候型区に分類されているものの、脊梁山脈の途切れている関ヶ原町付近では、冬季は時として多量の降雪をもたらす日本海型気候の特徴が表れ、伊吹山の南麓にあたる関ヶ原町北部では更にその傾向が強くなる。ただ、近年の温暖化により、以前のような豪雪は少なくなっている。

2 笹尾山周辺及びその周辺地域の歴史的環境

○先史時代

関ヶ原町における旧石器から古墳時代にかけての先史時代の遺跡は、縄文時代中期の中野遺跡や小関御祭田遺跡などが挙げられるが、全体的に少ない。

弥生時代の遺跡に関しても垂井町以東の濃尾平野の状況と比較すると、極端に少なく、続く古墳時代についても、人々の生活痕跡が乏しい。このように先史時代の遺跡数の少なさは、この地域が地形的に山岳地帯であり、平野部が狭小であることから、西濃地域の沖積地を基盤とする稲作生産に適する耕地確保が困難であった結果によるものと考えられる。また、古墳が明確に存在していない点も極めて特徴的で、先行する弥生文化の遺跡の稀薄さと関係するものと考えられる。

○古代

関ヶ原の地が歴史の表舞台に登場することとなるのは、西暦672年、大海人皇子と大友皇子が皇位継承を巡って争った、壬申の乱の勃発による一連の動きによるものである。野上地区には、大海人皇子が2か月にわたり行宮を置い



不破関跡

たと伝わっている。このほか黒血川や桃配山など壬申の乱の伝承に関わる地名も残されている。

その後、律令体制の整備に伴い、現在の関ヶ原町域は美濃国不破郡に属することとなった。8世紀初頭、壬申の乱で決定的な役割を果たした不破道付近の東山道沿いに不破関が整備された。不破関は、東山道に置かれた関所で、東国支配のための軍事的な要地であり、東海道の鈴鹿関（伊勢国）、北陸道の愛発関（越前国）と合わせて「古代三関」と呼称され、およそ100年にわたって重要な関所として機能した。

○中世

不破郡の地には、東山道が敷かれ、軍事・交通の要衝として発展した。東山道は交通路として重要な役割を果たし、山中宿、野上宿が宿駅として整備され、機能した。このような交通の要衝であったことから、不破関の廃関後も国家の大事があるごとに固関使が派遣されたほか、承久3（1221）年の承久の乱、暦応元（1338）年の青野ヶ原の戦いにおいても、不破関跡周辺がその舞台となった。

また、関ヶ原の地は近江、美濃の境目として、県境には山城も多く、長比城のほか玉城、松尾山城などが築かれた。松尾山城跡については、大永年間（1521-1528）に近江の浅井氏の家臣堀氏が居城としたのち、元亀元（1570）年に浅井長政が樋口直房を入れ置いている。その後、織田信長の近江侵攻に際し、信長方の城として、不破光治が在城し、信長の近江平定後の天正7（1579）年にそ



松尾山城跡

の使命を終え廃城となったが、慶長5（1600）年8月に石田三成は大垣城主の伊藤盛正に改修を命じ、関ヶ原の戦いにおいては、小早川秀秋が布陣した。現在も、西美濃地域最大級の山城として、7つの曲輪、堀切、土塁など多くの遺構がほぼ完存している。

○近世

慶長5（1600）年、徳川家康率いる東軍と石田三成らが率いる西軍が覇権を争った関ヶ原合戦が勃発した。関ヶ原合戦は東軍が勝利し、戦国時代は終わりを迎えた。



徳川家康最後陣地

関ヶ原古戦場は、徳川家の記念すべき戦勝の場として戦死者の供養や保存整備が行われてきた。関ヶ原合戦の翌日には、地元領主であった竹中重門が徳川家康の命を受け戦死者の埋葬を行った。この埋葬地が、現在の東首塚、西首塚である。また、合戦後まもなく、藤堂家が大谷吉継墓を建立したと伝わっている。



決戦地

寛政5（1793）年には、地域住民が西首塚に観音堂や五輪塔を建立し、文化14（1817）年には関ヶ原本陣の古山兵四郎の発願により、儒学者の近藤篤撰文による首級墳碑が建てられるなど、地域住民らが保存顕彰や整備を担ってきた。それまで江戸幕府による整備は行われていなかったが、天保12（1841）年には、幕府の命令で領主の竹中重明により、家康が首実検を行った床几場に土壇、土塁を築造し、周囲に松を植樹するなどの整備が行われた。

一方、幕府により中山道が整備されると、中山道に関ヶ原宿、今須宿、北国街道（北国脇往還）に玉宿が置かれ、南に伊勢街道も交わることで、多くの通行、物流の拠点となった。特に関ヶ原宿、今須宿は美濃16宿の中でも人口、宿場町の長さともに上位に位置し、有数の宿場町として大いに賑わった。

○近現代

明治時代の関ヶ原古戦場は、陸軍参謀教育のための演習や戦史教育の場として注目されるようになり、陸軍大学校の参謀演習旅行の地としても選ばれることとなった。大正5（1916）年には、東洋一とも称された名古屋陸軍兵器補給廠関ヶ原分廠（玉の火薬庫）が建設され、軍事上重要な拠点となった。

明治39（1906）年には、関ヶ原合戦300年祭を記念し、当時の関ヶ原村が各陣跡に陣跡名を刻んだ石碑を建てるとともに史跡写真帳を発行した。

昭和6（1931）年3月には、史跡名勝天然記念物保存法により、現在指定されている9か所が国史跡となり、史跡としての保護が図られていくようになった。

戦後、高度経済成長期の昭和47（1972）年には開戦地中心部を通過する国道21号バイパス計画が持ち上がり、文化庁が建設省にバイパスルートの白紙撤回を指示した。これをきっかけに『史跡関ヶ原古戦場保存管理計画』（第1次）が策定され、本史跡としての保存のあり方が明文化された一方、昭和56～57（1981～1982）年にかけては、農業の近代化に伴い開戦地、決戦地の圃場整備事業が実施された。

決戦地においては相川を水源とする二ノ湯用水などが整備され、現在まで営農活動が継続されている。

平成11（1999）年度には、各指定地の園路や展望所の整備を行い、平成12（2000）年には、関ヶ原合戦400年祭を実施した。

平成26（2014）年度、関ヶ原の知名度やブランド力を活かし、地域活性化と歴史遺産の継承を図るため、考え方や方向性を整理し、ハード・ソフト両面における具体的な取組みをまとめたランドデザインを岐阜県と関ヶ原町が共同で策定した。これを受けて、平成27（2016）年度に関ヶ原町は整備計画を策定し、令和2（2020）年度までの6年間、不要構造物の撤去、史跡の顕在化を図ることを主な目的として、史跡整備事業を実施した。

令和2（2020）年10月には古戦場周遊観光の拠点施設として、岐阜県が徳川家康最後陣地に隣接して記念館を開館し、あわせて関ヶ原町が関ヶ原町歴史民俗資料館を教育的視点、体験的要素を重視した「関ヶ原町歴史民俗学習館」としてリニューアルしている。



岐阜関ヶ原古戦場記念館

3 社会的環境

関ヶ原町の中央部には、狭小な平坦地にJR東海道本線、JR東海道新幹線、名神高速道、国道21号などが通っており、古代から現在に至るまで交通の要衝となっている。

関ヶ原町には、揖斐関ヶ原養老国定公園に代表される緑豊かな山々や、町に潤いを与える藤古川など数多くの恵まれた自然環境と、関ヶ原古戦場など全国的な知名度をもつ歴史資産があり、それらの特性はレジャー施設などに活かされている。

地域産業については、石材、繊維、機械関連企業などが基幹産業となっていたが、景気の後退などにより、製造出荷額の伸びは低迷している。農林業については、需要構造の変化等により、営農の維持は難しい状態であるため、観光や交流と連携する農林業や特産品開発、販売の展開が求められる。商業については、駅前商店街等の空洞化が進んでおり、消費者が町外に流出している状況である。

現在、指定地には、以下のように文化財保護法等の規制がかかっている（決戦地、石田三成陣地関係分のみ抽出）。

関連法規一覧

関連法規	対象地域	概要
文化財保護法	史跡関ヶ原古戦場	国史跡に指定され、現状変更等の行為を規制することにより史跡が保護されている。
農地法及び農業振興地域の整備に関する法律	開戦地、決戦地、徳川家康最初陣地、岡山烽火場	指定地の一部が農用地・農業振興地域に指定され、圃場整備が実施されている。
自然公園法	決戦地、石田三成陣地、岡山烽火場	指定地の一部が揖斐関ヶ原養老国定公園となっており、工作物の設置等について許可や届出が必要である。
土砂災害防止法	開戦地と決戦地の一部	特に規制される行為等はないが、市町村には警戒避難体制の整備が必要である。
宅地造成及び特定盛土等規制法	史跡関ヶ原古戦場全域	宅地造成等工事規制区域に指定されており、土地の形質変更にはあらかじめ県知事等の許可が必要である。
関ヶ原町景観条例	史跡関ヶ原古戦場全域	笹尾山からの眺望を基準に重要眺望区域が設定されており、一定の規模を超える行為については届出が必要である。

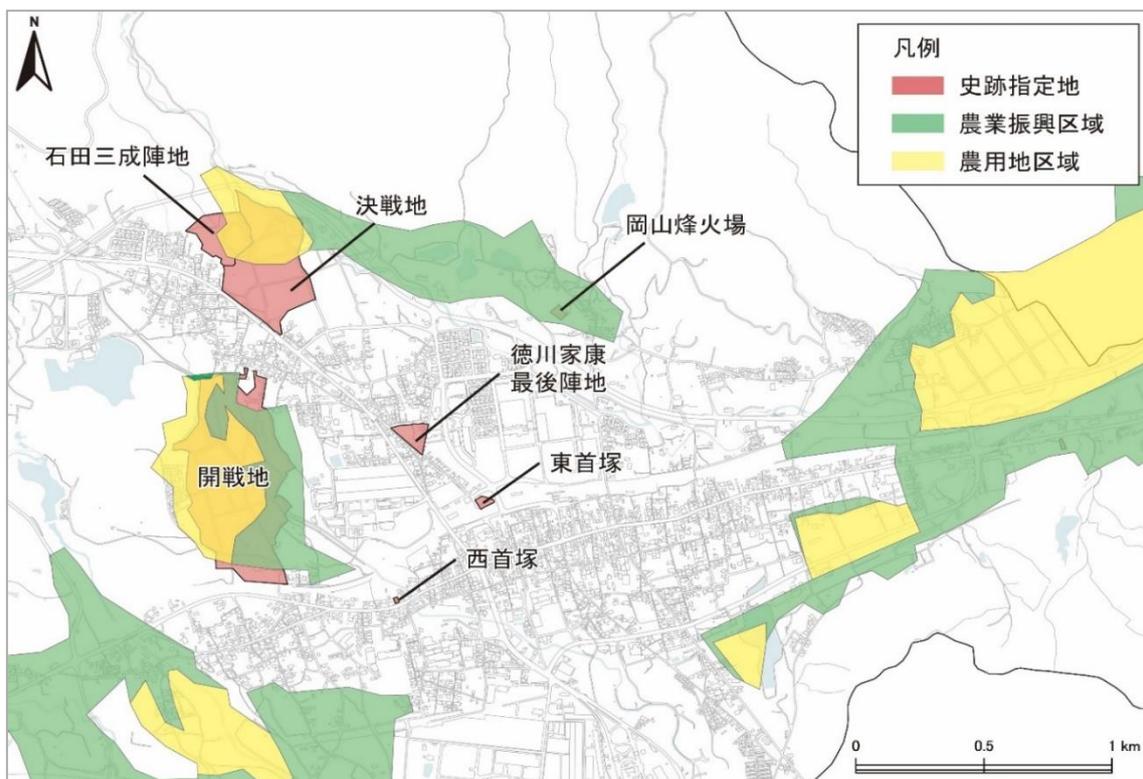


図4：農業振興地域及び農用地区域範囲図

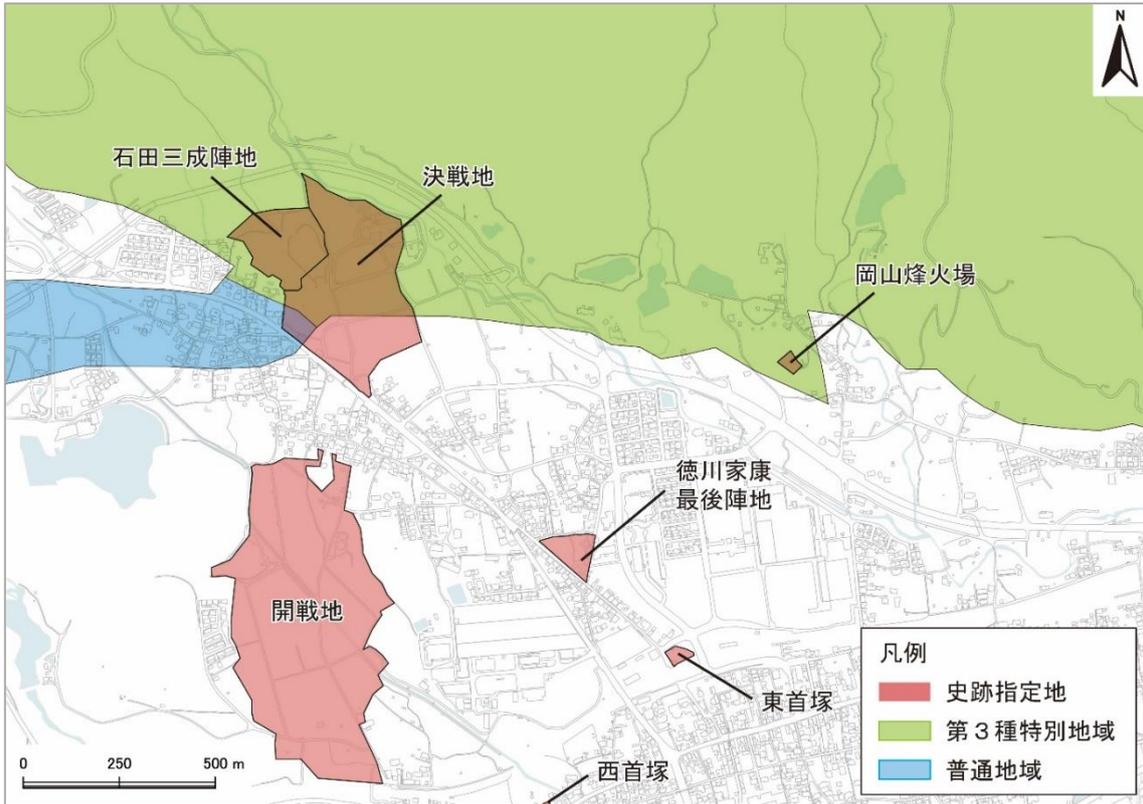


図5：揖斐関ヶ原養老園定公園範囲図

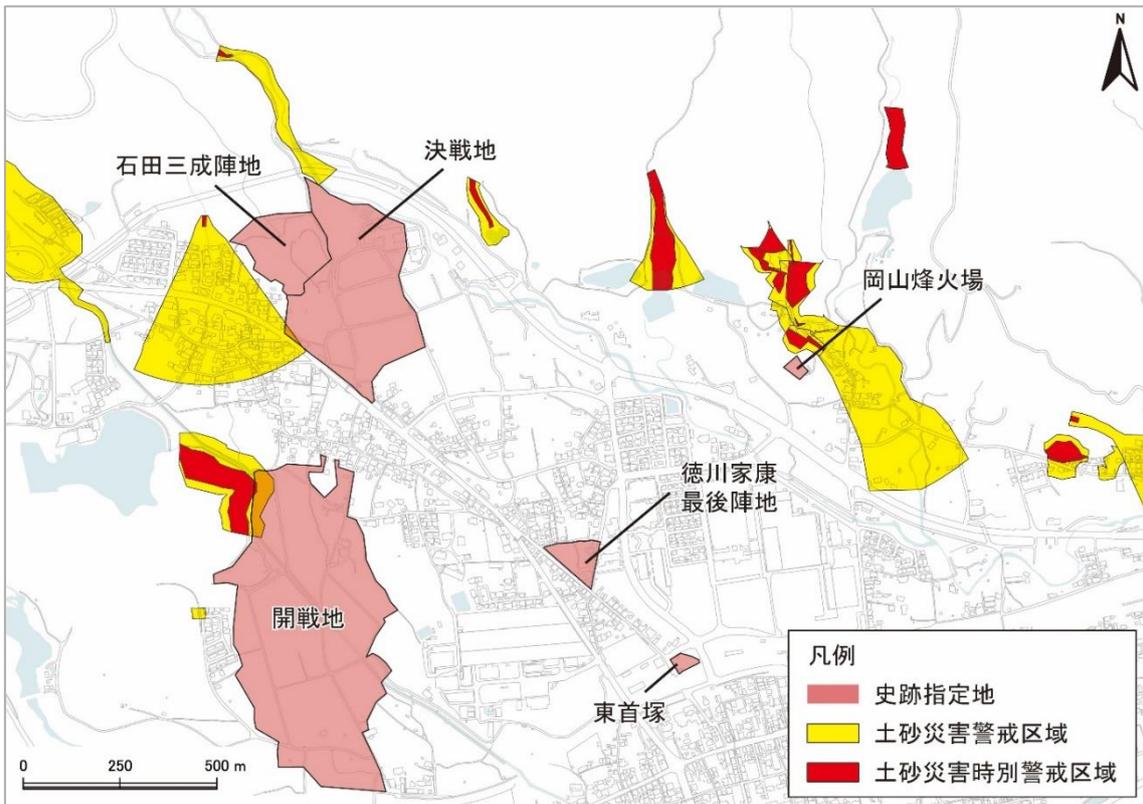


図6：土砂災害警戒区域範囲図

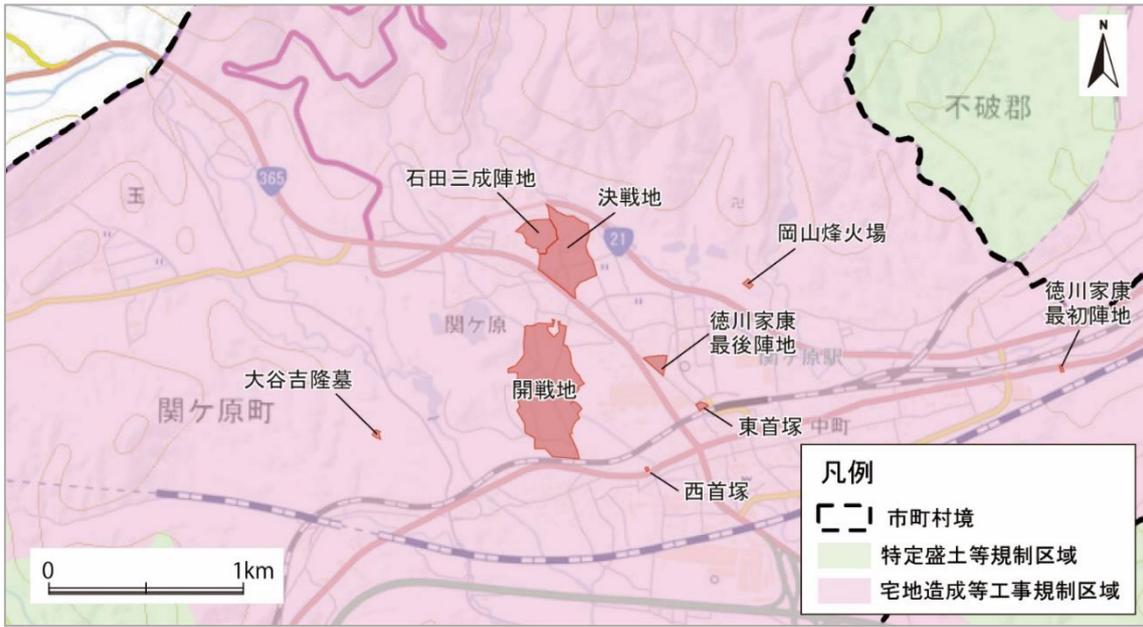


図7：宅地造成及び特定盛土等規制法範囲図

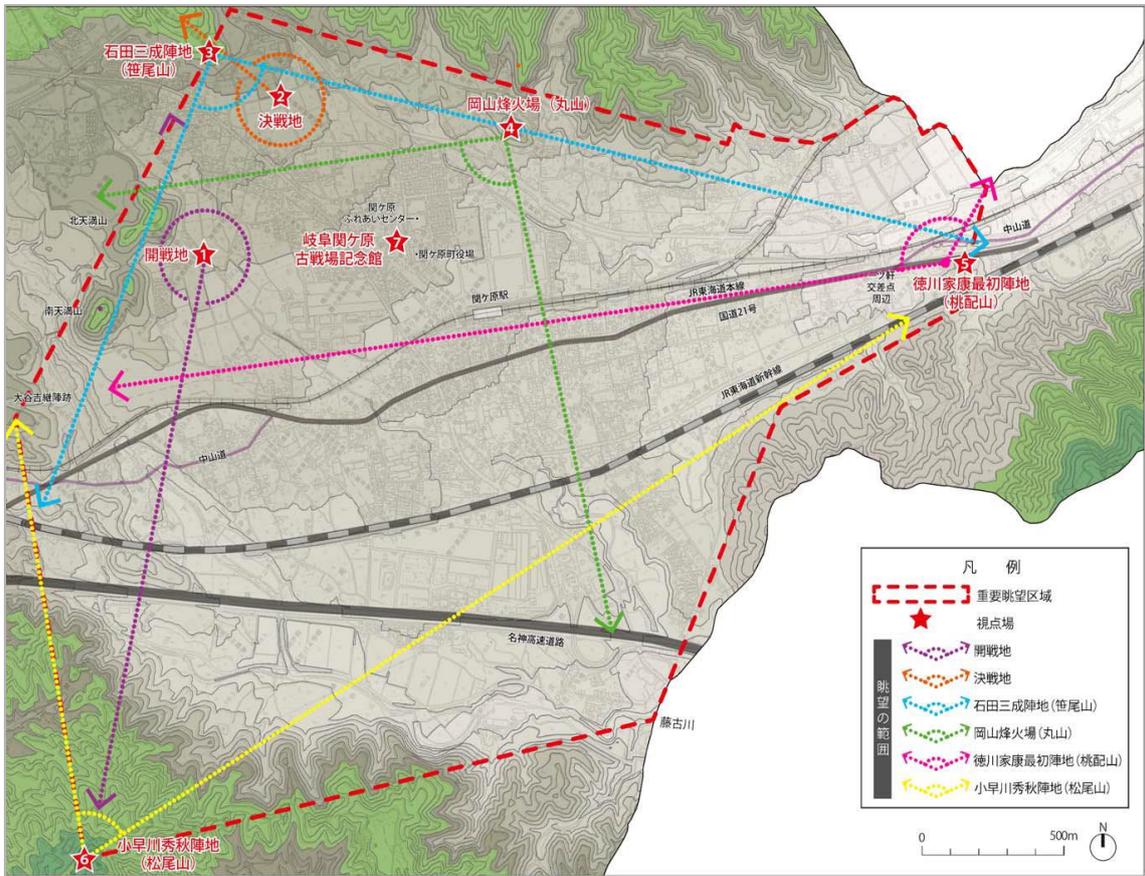


図8：視点場及び重要眺望区域の範囲（関ヶ原町景観計画 P.47 より抜粋）

第3章 笹尾山周辺（決戦地及び石田三成陣地）の概要

1 史跡等指定の状況

関ヶ原古戦場は、大正8（1919）年公布の「史跡名勝天然記念物保存法」に基づき、昭和6（1931）年3月30日に史跡指定された。その後、史跡の取扱いについては、昭和25（1950）年公布の「文化財保護法」に統一されている。関ヶ原古戦場の史跡指定概要は以下のとおりである。

史跡の概要

名称：関ヶ原古戦場

附 徳川家康最初陣地 徳川家康最後陣地 石田三成陣地 岡山烽火場
大谷吉隆墓 東首塚 西首塚

所在地：岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原神田 1845 番 1 外

指定年月日：昭和6年3月30日

告示番号：文部省告示第116号

指定基準：二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
七．墳墓及び碑

指定面積：合計 262,040 m²

指定解説文

関ヶ原古戦場ハ殆ド関ヶ原平野ノ全部ニ亘リソノ地域廣汎ナルノミナラズ市街地工場地及停車場等ソノ間ニ散在セルヲ以テ今史蹟トシテハ特ニ関ヶ原平野ノ西端部ヲ占ムル開戦地ト決戦地トヲ指定スルニ止メタリ

開戦地ハ慶長五年九月十五日朝東軍ノ先鋒福島正則ガ天満山南麓ニ陣セル宇喜多秀家ニ挑戦シタル地点ヨリ小西行長島津義弘等西軍ノ諸將ガ東軍ノ攻撃ニ対シ激戦シタル天満山東麓ニ至ル地域ニカ、レリ決戦地ハ同日午後小早川秀秋反旗ヲ翻シタル後大谷吉隆戦死シ小西宇喜多両軍マタ破レ石田三成ガ島津義弘ト共ニ最後ノ決戦ヲ試ミタル笹尾山下一帯ノ地タリ両軍戦地共ニ関ヶ原驛ヲ西ニ距ルコト七八町ノ間ニアリ

徳川家康最初陣地桃配山ハ関ヶ原驛ヨリ東約十四町ノ処ニアル丘陵地ニシテ芝及杉檜ノ幼樹生育セリ

徳川家康最後陣地ハ関ヶ原驛ノ西北六町北國街道ノ右側ニアリ天保十二年幕命ニ依リ領主竹中氏ノ造リシ土壘並土壇アリ

石田三成ノ笹尾山陣地ハ関ヶ原驛ノ西北十町ニ在リ相川山麓ノ小丘ニシテ全山小芝ヲ生ジ松樹茂生セリ

岡山烽火場ハ関ヶ原驛ノ北三町ニアリ東西両軍ノ陣地ヲ一眸ニ集メ得ベキ地点ナリ

大谷吉隆墓ハ関ヶ原驛ノ西約二十町ノ処ニアリ吉隆戦没後程ナク藤堂家ヨリ建テタル五輪石塔ニシテ高サ約三尺四寸アリ

東首塚ハ関ヶ原驛ノ西北五町ニアリ周囲五間高サ五尺ノ圓塚ニシテ雑木数株生育シ塚側ニ碑石及標柱ヲ建設セリ

西首塚ハ関ヶ原驛ノ西五町ニアル一小塚ニシテソノ上ニ三本ノ老檜アリ今前面ニ小観音堂二字ヲ存セリ（官報掲載原文のまま）

指定地の状況

指定地名称	決戦地		
土地所有及び 土地利用の状況	約60%が私有地である。土地利用状況では水田を含め、農地が約58%を占める。その他では平成20年度で廃校になった旧北小学校用地が約27%を占めている。		
	所有者	面積 (㎡)	割合
	公有地	29,658	39.2%
	私有地	45,810	60.7%
	神社仏閣	203	0.1%
	合計	75,468	100.0%
	地目	面積 (㎡)	割合
	田	40,870	54.2%
	畑	2,845	3.8%
	原野	415	0.5%
	山林	3,218	4.3%
	宅地	752	1.0%
	学校用地	20,560	27.2%
	公園	156	0.2%
	公衆用道路	4,201	5.6%
	用悪水路	2,451	3.2%
	合計	75,468	100.0%

指定地名称	石田三成陣地		
土地所有及び 土地利用の状況	100%私有地で山林である。		
	地目	面積 (㎡)	割合
	山林	11,568	100.0%
	合計	11,568	100.0%
	所有者	面積 (㎡)	割合
	私有地	11,568	100.0%
	合計	11,568	100.0%

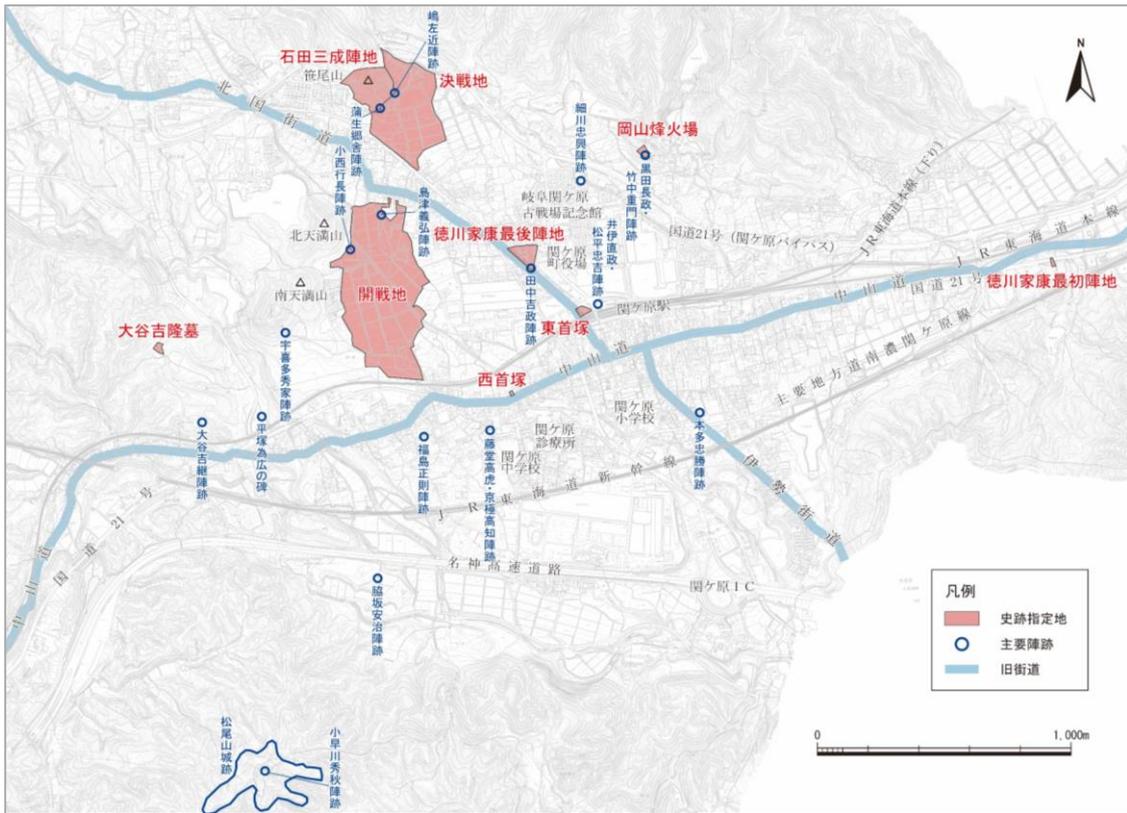


図9：各史跡指定地及び主要陣跡位置図

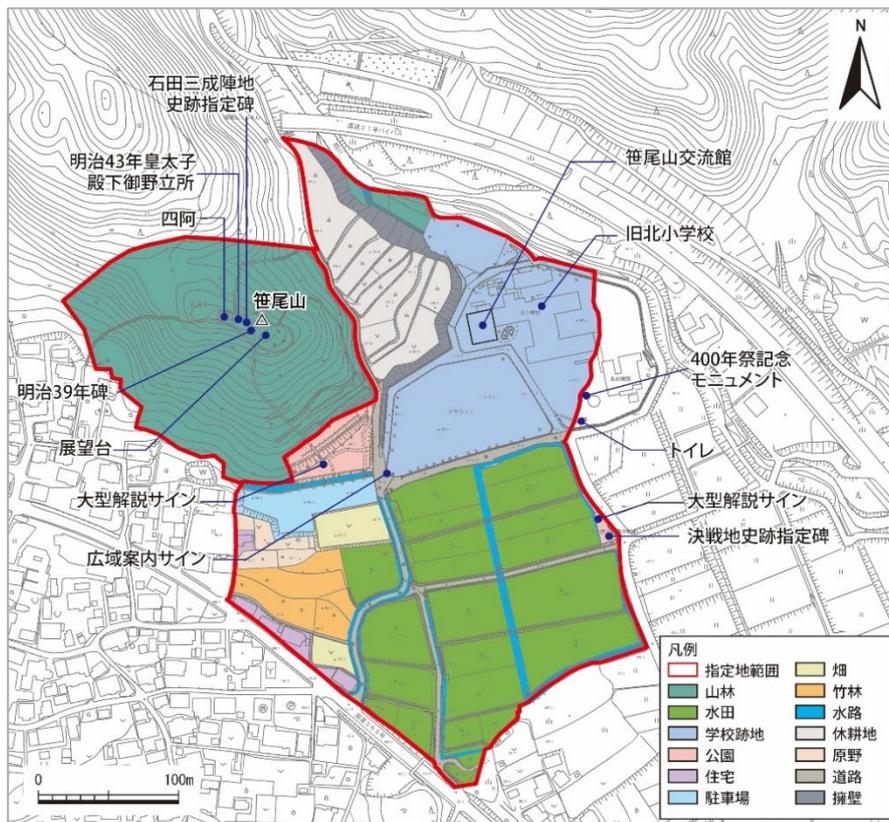


図10：決戦地及び石田三成陣地現況図

2 史跡等の概要

保存管理計画において、決戦地及び石田三成陣地（指定地及び保護を要する範囲）の有する本質的価値を以下のとおり整理した。

○決戦地、石田三成陣地を構成する要素

決戦地では積極的に保存すべき要素として、笹尾山麓地域の地形、笹尾山、天満山、松尾山、岡山烽火場への眺望、保存顕彰に関わる要素として、昭和13（1938）年設置の史跡指定標柱を整理している。また、石田三成陣地においては、積極的に保存すべき要素として、関ヶ原全体と松尾山への眺望、保存顕彰に関わる要素として、明治39（1906）年の標柱等を挙げている。

保全の対象となる要素やその他の要素も含めて、保存管理計画のP124～125のとおりだが、整備の進捗状況等を踏まえ、以下のとおり再整理した。

諸要素一覧表

	決戦地	石田三成陣地
積極的に保存すべき要素	ア. 笹尾山麓地域の地形 イ. 笹尾山、天満山、松尾山、岡山烽火場への眺望	ア. 関ヶ原全体と松尾山への眺望
保存顕彰に関わる要素	ア. 史跡指定標柱（昭和13年）陸軍大将 宇垣一成書	ア. 標柱（明治39年） イ. 皇太子殿下御野立所の石碑（明治43年） ウ. 史跡指定標柱（昭和12年）
保全の対象となる要素	ア. 水田 イ. 400年祭の折に整備された馬防柵、木製階段、木製ベンチ等 ウ. 説明板・案内板 エ. 大型の幟「決戦地」（平成21年）	ア. 400年祭の折に整備された馬防柵、木製階段、テーブル、手すり、展望台、音声解説付き眺望サイン等 イ. 説明板・案内板 ウ. 大型の幟「石田三成陣地」（平成20年）
その他の要素	旧小学校・幼稚園、住宅・道路・電柱・ガードレール・水路等	

3 これまでの史跡整備の取組みと今後の課題

平成 27（2015）年度に定めた整備計画に基づき、令和 2（2020）年度までの 6 年間、史跡整備事業を推進してきた。このうち決戦地、石田三成陣地についての取組みと今後の課題については、『史跡関ヶ原古戦場平成 27～令和 2 年度整備事業報告書』において、以下のとおり整理している。

整備事業の実績及び今後の課題

指定地	整備事業の実績	今後の課題	
		中長期的取組み (未実施分)	新たな課題
決戦地	<p>【平成28年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧北小学校内の建造物の撤去、樹木の伐採（一部） ・大型解説サイン板の設置 ・誘導サインポール 6 か所の設置 <p>【平成30年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの撤去、多目的トイレの設置 <p>【令和 2 年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニュメントの移設 ・樹木の伐採、藤棚、外灯の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧北小学校の校舎撤去 ・樹木の伐採 ・地形復元、眺望広場整備 ・旧北小学校裏耕作放棄地への植樹 ・古地図、絵図等の調査による地形、景観の復元、再生 ・試掘、確認調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・笹尾山麓の無電柱化 ・モニュメント移設先の活用
石田三成陣地	<p>【平成28年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採（一部） ・展望デッキの再整備 ・音声ガイド付き眺望サイン再整備 ・手すり設置、階段等修復（一部） ・大型解説サイン板の設置 ・笹尾山頂上部の四阿の再整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採 ・手すり設置、階段等修復 ・試掘、確認調査の実施 	

4 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

○史跡等の公開活用に向けた取組み

せきがはら史跡ガイドによる魅力の発信

せきがはら史跡ガイドは史跡整備事業の開始前は18人だったが、町による史跡ガイド養成講座を開催したことにより67人（令和6年4月1日現在）まで増加した。今後も決戦地、石田三成陣地をはじめとした本史跡の魅力を広く伝えていくため、新たな史跡ガイドの育成や研修等を通して、既存ガイドのレベルアップを図る。

記念館と連携した史跡の活用

記念館は、古戦場周遊観光の拠点施設として岐阜県が開館した施設であり、見学後に史跡に出かけてもらうことを1つの目的としている。1階での映像展示、2階の実物展示のあと、5階で関ヶ原古戦場を俯瞰できる。

また、見学後の来館者を対象にせきがはら史跡ガイドの案内による記念館発着のガイドツアーや、レンタサイクルの貸し出し等を実施している。

記念館による来館者アンケート結果によれば、およそ2割が石田三成陣地へ訪れていることが明らかであるため、記念館で開催される企画展と連動し、各史跡を巡るスタンプラリーなどを町にて開催しているが、今後も来館者のニーズを踏まえながら、継続的に決戦地等をはじめとした本史跡に来館者を誘う仕掛けを展開していく。

教育旅行による活用

記念館の開館以降、教育旅行が増加している。隣接する学習館でのガイダンスのほか、決戦地、石田三成陣地などの史跡散策を通じて、関ヶ原の戦いについて学ぶ教育の場として活用されている。また、教育旅行の受入れにせきがはら史跡ガイドを積極的に活用し、本史跡が地域の人々によって守られていることを伝えていく。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
校数	55校	94校	100校	91校
(人数)	(2,676名)	(6,474名)	(6,450名)	(4,524名)

史跡を活用したイベント等の継続

石田三成陣地、決戦地では、関ヶ原ナイト（野外朗読劇）のほか、石田三成本陣の再現や関ヶ原合戦の日イベント（鉄砲隊の演武など）を実施し、多くの来訪者が訪れている。

このほか、関ヶ原合戦に関連する史跡や陣跡のほぼ全てを巡る「関ヶ原陣跡制覇ウォーキング」、関ヶ原合戦を再現する群集劇である関ヶ原合戦絵巻をメインイベントとして開催される「関ヶ原合戦祭り」や「大関ヶ原祭」など既存イベントについては、多くの来訪者に本史跡の魅力を提供する重要な機会であるため、継続的な開催に努める。

のぼり旗の活用

遠くからでも史跡の位置が視認できるように、指定地を含む10か所に高さ約10mの竹に縦7m、横0.9mの大的ぼりを、また、指定地や陣跡、JR関ヶ原駅から記念館周辺には武将の旗印を設置している。

関ヶ原らしさを創出し、それらを来訪者に伝えるために、陣幕の設置などその他の手段も検討しながら継続して設置していく。

近隣自治体との連携

史跡の活用については、慶長5年9月15日の本戦や、その前後の戦い等があった近隣の自治体と連携し魅力を高めていくことが重要である。令和4年度には滋賀県彦根市（佐和山城）、長浜市、米原市が組織するびわ湖・近江路観光圏活性化協議会との連携協定を結び、大河ドラマの誘致やイベントでの相互出店などの事業を推進している。

また、このほか関ヶ原合戦前哨戦の地である垂井町（南宮山）、大垣市（大垣城等）など県内各自治体とも連携を図る。

SNSを活用した情報発信

SNSの積極的な活用により、イベント時のみならず、日常的な情報発信によって、史跡への興味関心を喚起するように努める。

第4章 基本理念と基本方針

整備計画においては、本史跡全体の活用の基本理念及び基本方針、整備の基本方針（保存及び活用）を整理している。また、以下のとおり、決戦地及び石田三成陣地における基本方針を個別に定めていることを踏まえ、本計画における基本理念と基本方針を設定する。

決戦地及び石田三成陣地に関する整備計画の基本方針（抜粋）

決戦地

本史跡への来訪者のうち、60%以上の人は石田三成陣地、そこに隣接する決戦地には25%以上の人が訪れている。この2つの指定地は本古戦場見学の中心地となっている。決戦地は昭和56～57年の圃場整備により土地の改変が行われたが、現在でも農業が営まれており、季節ごとに美しい農風景が見られる。史跡と調和した活用と整備を行い、絵葉書となるような風景の創出を目指す。

- ・旧北小学校の校舎は当面活用を図るが、メンテナンス軽減のため、将来的には笹尾山交流館も含めて撤去する。撤去した跡地には笹尾山麓の地形や自然景観を復元する。
- ・将来的には、指定地全体を公有化し、古地図や絵図、圃場整備以前の測量図を基に、可能な範囲で往時の地形・景観を復元・再生する。
- ・農地は、短期計画では水田の維持を図るが、中長期計画では、指定地全体を公有化し、古地図や絵図、圃場整備以前の測量図を基に、可能な範囲で往時の地形を復元し、景観を再生することを目指す。
- ・町の財政状況を十分に考慮した上で、公有化を含めた計画を推進する。

石田三成陣地

本史跡の来訪者のうち、60%以上の人は石田三成陣地、そこに隣接する決戦地には25%以上の人が訪れている。この2つの指定地は本古戦場見学の中心地となっている。史跡と調和した活用と整備を行い、絵葉書となるような風景の創出を目指す。

- ・笹尾山の樹木の伐採や下草刈りなどの定期的な管理により、眺望を確保し、史跡及び関ヶ原町の景勝地として保全していく。

1 基本理念

○往時の景観復元・再生と未来への継承

決戦地及び石田三成陣地の本質的価値である笹尾山からの眺望の継続的な確保、笹尾山麓一帯の往時の地形・景観を目指した整備を通して、関ヶ原の戦いを学び、体感する場として伝えていく。

○観光客と地域住民の交流を通じた史跡の活用

決戦地等を訪れる観光客だけでなく、世代問わず地域住民も集い、イベント等を通じた交流の場として活用し、本史跡の野外拠点として、まちづくりにつなげる。

2 基本方針

現在の古戦場のイメージが定着していること、往時の景観そのものを明らかにする史料が存在しないことを勘案し、バランスのとれた復元・再生に向けた取り組みが必要となる。また、これまでの整備事業において生じた新たな課題についても、解決に向けた取り組みを進めていく。

あわせて、決戦地等を歴史に触れることができる場所、関ヶ原町内外の人々（住民や観光客等）が集う場所、子どもが遊びを通じて学べる場所、何度でも訪れたいと思えるような場所となるような整備を行うことにより、後世に決戦地等の歴史的意義を伝えていく。

以上を踏まえた基本方針を次のとおり定める。

① 絵葉書となるような往時の地形・景観の復元・再生

1. 史跡の本質的価値の顕在化

- ・指定地内に残る老朽化した旧北小学校の校舎について、現在は笹尾山交流館として機能しているが、関連する建物や工作物は全て撤去する。
- ・旧北小学校の校舎を撤去した跡地や笹尾山については、関ヶ原の戦いからこれまでの歴史の積み重ねも考慮のうえで、往時に近い環境を目指す。参考資料として、関ヶ原合戦図屏風〔嘉永7（1854）年〕や、史跡指定当時である昭和6（1931）年に近い写真を使用する。
- ・笹尾山については、石田三成の視点を意識のうえで、樹木の伐採や下草刈りな

どの定期的な管理により、積極的に保存すべき要素である関ヶ原全体及び松尾山への眺望を継続的に確保する。

2. 史跡整備事業における新たな課題の解決

- これまでの史跡整備事業を通じて、景観や眺望を阻害していることが顕著になった笹尾山山麓の電柱及び電線の無電柱化を進める。
- 笹尾山麓から指定地外に移設したモニュメントについては、現況のまま活用を図ることができるよう整備する。



図 11：関ヶ原合戦図屏風 関ヶ原町歴史民俗学習館蔵（嘉永 7（1854）年）



図 12：関ヶ原町俯瞰写真（昭和 12（1937）年頃）

② 観光客及び地域住民による活用（史跡と調和した活用と整備）

1. 歴史に触れることができる学びの場

- ・ 関ヶ原の戦いの歴史的意義、戦いがもたらしたその後の平和の大切さを学ぶことができる歴史を感じる空間を創出する。
- ・ 記念館と連携した利活用や、決戦地、石田三成陣地などの史跡散策を通じて、関ヶ原の戦いについて学ぶ教育の場として活用する。
- ・ 現在、笹尾山交流館（旧北小学校）で実施している甲冑体験を継続するとともに、戦国時代にちなんだ多様な体験プログラムの実施について検討する。

2. 観光客と住民の交流の場

- ・ 地元と観光客が交流できるようなイベントを開催し、まち全体のおもてなし機運を盛り上げるとともに、にぎわいの場を創出する。
- ・ 例えば、現在ボランティア団体が担っている草刈りなど史跡景観の維持に向けた取組みについて、観光客も関与できる仕組みを検討する。

3. 親子で遊びを通じて学べる場

- ・ 旧北小学校グラウンド及び旧北小学校跡地は、幅広い世代が集い、多目的に利用できる場となるよう整備する。
- ・ 町内外の子どもたちが遊ぶことを通じて主体的に学ぶきっかけを与える場、親子でゆったり過ごせる憩いの場として整備することで、決戦地等を後世に伝えることを目指す。
- ・ 指定地外には、決戦地等について、関ヶ原の戦いからこれまでの歴史の積み重ねを学ぶ場や、観光客及び地域住民が活用できるガイダンス施設を整備する。

第5章 整備基本計画

整備計画のゾーニング計画を基に、これまでの整備状況や現況等を踏まえ、改めて地区区分の設定及び地区別整備方針（指定地外を含む）を定める。

1 ゾーニング計画

○地区区分の設定と現況

笹尾山周辺整備に向けた事業はエリアごとに大きな内容に相違があり、短期的なものから中長期的なものまで幅広いため、きめ細やかなゾーニングが必要である。保存管理計画において整理している積極的に保存すべき要素を持つ笹尾山部分をAゾーン、将来的に広場として活用する旧北小学校グラウンド部分をBゾーン、現在、旧北小学校がある部分をCゾーン、現在の多目的エリアをDゾーンとし、指定地外については、道路も含めてE・Fゾーンとする。

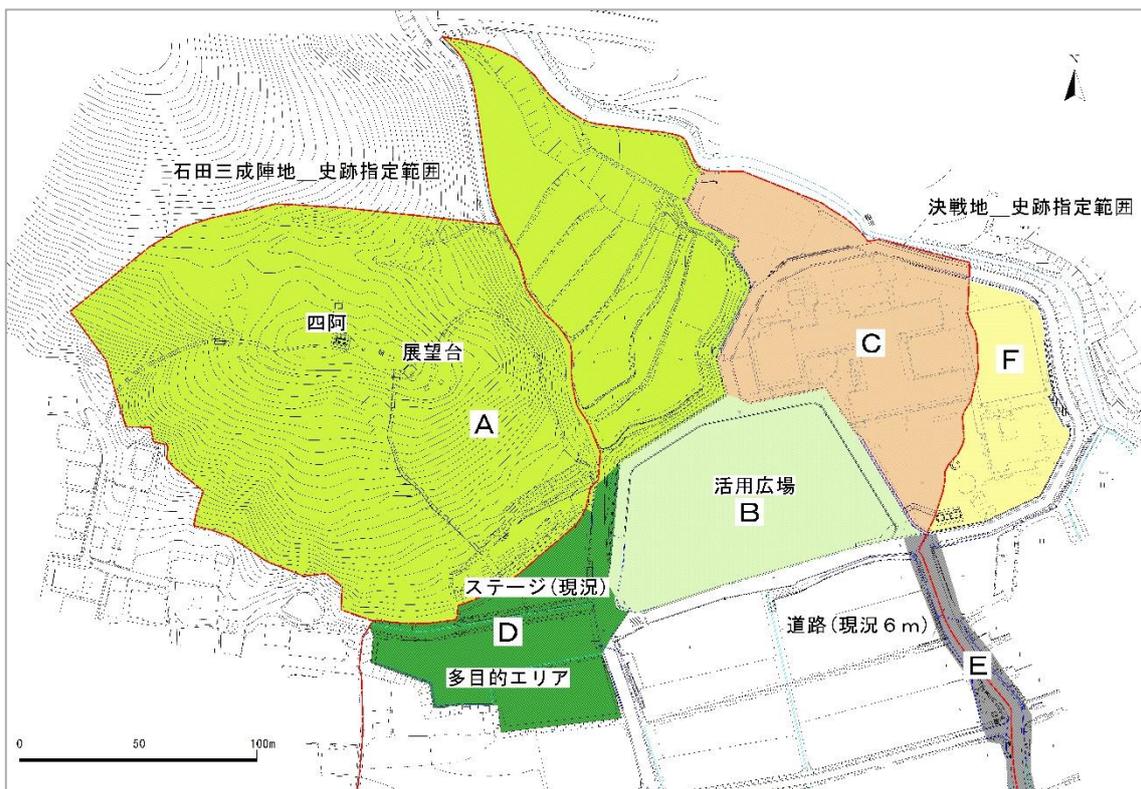


図13：ゾーニング計画図

Aエリア（現状：笹尾山ゾーン）

- ・ 笹尾山麓から石田三成陣地までは、東西の2か所に整備された園路によって接続している。
- ・ 笹尾山麓には平成12（2000）年の関ヶ原合戦400年祭に合わせて設置した馬防柵がある。
- ・ 西側園路の入口には、大型解説サイン板（石田三成陣地）がある。
- ・ 笹尾山頂には史跡指定碑、平成28（2016）年度に整備改修した展望台、音声案内解説サイン、四阿及び老朽化した木製のテーブル、ベンチがある。
- ・ 東海自然歩道が、笹尾山北東部から山頂四阿付近を通り、西側遊歩道へつながっている。

Bエリア（現状：旧北小学校グラウンドゾーン）

- ・ 大関ヶ原祭等各種イベントの実施会場として活用されているが、水はけに問題があり、イベント等の実施に支障が生じた事例がある。なお、グラウンドの維持管理は町教育委員会が実施している。
- ・ グラウンド西側には町道旧北小周回線、東側には、旧北小学校構内道路がある。
- ・ グラウンド西南には、広域案内サインがある。
- ・ グラウンド南端には旧北小学校開校時に植えられた桜、西端と東端にはトウカエデがある。
- ・ グラウンド北東には関ヶ原合戦400年祭記念碑や旧北小学校閉校記念碑がある。

Cエリア（現状：旧北小学校ゾーン）

- ・ 平成21（2009）年3月に閉校した旧北小学校が残り、平成26（2014）年に開館した笹尾山交流館及び（一社）関ヶ原観光協会事務局として活用されている。
- ・ 旧北小学校敷地と北側の農地との境には、町道旧北小周回線がある。
- ・ 相川から取水している農業用水（二ノ湯用水）の水路があり、水路の東側には関ヶ原古戦場保存会及び関ヶ原町子ども会が管理する花壇がある。

Dエリア（現状：ステージ・多目的エリア）

- ・ 関ヶ原の戦いなど戦国時代にちなんだイベントを実施しているステージ及び多目的エリアがある。
- ・ ステージ北東端に不破ロータリークラブが設置した解説看板及び島左近陣地を説明する小型解説サインがある。
- ・ 町道決戦地線及び町道笹尾山線沿いには電柱と電線が残り、周辺の景観と眺望を阻害している。

Eエリア（現状：南北道路）

- ・記念館方面から決戦地への玄関口となっている町道決戦地線がある。
- ・決戦地の史跡指定碑周辺は、平成28（2016）年度に設置した大型解説サインのほか、令和2（2020）年度に園路広場を整備し、ベンチを設置している。

Fエリア（現状：指定地外）

- ・旧北幼稚園を活用した生活介護事業所（さくらんぼの家）、その北側の旧北小学校体育館跡地にはゲートボール場がある。
- ・平成30（2018）年度に整備した多目的トイレ、令和2（2020）年度に笹尾山麓から移設したモニュメント（無限時空）がある。

○地区別整備方針（指定地外含む）

Aエリア（現状：笹尾山ゾーン）

- ・関ヶ原の戦いからこれまでの歴史の積み重ねも考慮のうえで、往時に近しい環境を目指す。
- ・石田三成の視点を意識のうえで、樹木の伐採や下草刈りなどの定期的な管理により、関ヶ原全体及び松尾山への眺望を継続的に確保する。
- ・時代考証に基づき、現地の状況やランニングコストも十分考慮したうえで、笹尾山山頂に陣幕を整備する。
- ・笹尾山展望台からの視点を意識した整備を図るため、展望台前のベンチ、テーブルは撤去する。なお、眺望を阻害しない位置において、陣机や床几などを設置し、石田三成本陣を体感できるような仕組みを検討する。
- ・東西の園路は現状維持とするが、笹尾山北東から西に抜ける東海自然歩道についても、積極的な活用を図る。
- ・馬防柵については一部撤去とし、既存の大型解説サイン板（石田三成陣地）、展望台、音声案内解説サイン及び四阿は現状維持とする。
- ・旧北小学校グラウンド北側の地形復元については、宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5（2023）年5月施行）に基づく「宅地造成等工事規制区域」の設定により、地形復元に伴う大規模な盛土が困難であることや、本町の財政状況も考慮のうえ、実施しない。
- ・笹尾山東の耕作放棄地については、樹木が繁茂し景観を阻害しているため、必要に応じた伐採により、往時に近しい環境を目指す。

Bエリア（現状：旧北小学校グラウンドゾーン）

- ・水はけの向上及び維持管理を見据え、グラウンドの再整備を図る。
- ・決戦地の史跡指定碑や記念館からの視点を見据え、グラウンド南側の桜を間伐し、グラウンド東西のトウカエデは全て伐採する。
- ・旧北小学校グラウンドと北側の農地との境にある町道旧北小周回線は、Fエリアに設ける駐車場への車両動線を確保する観点から現状維持とするが、待機スペースの確保を図る。また、グラウンド東の構内道路はB・Cエリアの一体利用の観点から、車止めを設置し常時通行止めとする。
- ・グラウンド北東に残る決戦地等の景観に相応しくない構造物や樹木については撤去するが、これまでの歴史の積み重ねを考慮し、旧北小学校記念碑や関ヶ原合戦400年祭記念碑については、指定地外に移設する。
- ・来訪者の動線を踏まえ、既存の広域案内サインの移設を検討するとともに、新たな誘導サインやベンチなどを設置する。
- ・関ヶ原合戦祭り等の各種イベントの継続はもとより、民間活力を活かした野外シンポジウムなど、新規イベントの実施を通じた積極的な活用を図る。

Cエリア（現状：旧北小学校ゾーン）

- ・老朽化が進む旧北小学校校舎を撤去、速やかに町民、観光客ともに憩いの場とするべく緑地化を図る。
- ・町道旧北小周回線については、Fエリアへの車両動線とするが、車両のすれ違いを可能とすべく、ルート上の一部に待機スペースを設ける。
- ・水利権者と調整のうえ、来訪者が遊びを通じて学べる場となる農業用水を活用した親水スペースを整備する。
- ・関ヶ原古戦場保存会及び関ヶ原町子ども会が管理する花壇は移設する。

Dエリア（現状：ステージ・多目的エリア）

- ・ステージや多目的エリアは現況のままとするが、整備後の活用状況を踏まえ、将来的には史跡に相応しい環境に再整備することも検討する。
- ・笹尾山麓にある不破ロータリークラブ寄贈の関ヶ原合戦の説明板については、老朽化し景観を阻害しているため、速やかに撤去する。
- ・眺望の阻害を是正する観点から、笹尾山麓の無電柱化を検討する。

Eエリア（現状：南北道路）

- ・現状の景観維持の観点から、決戦地の玄関口となる町道決戦地線は現状の幅員のままとするが、整備後の来訪者の状況を踏まえ、将来的には一部拡幅や交差点への隅切りの設置について検討する。
- ・歩行者の安全確保を考慮し、決戦地線の一部を歩行者レーンと視認できるような景観になじむ茶色の景観舗装を行う。

Fエリア（現状：指定地外）

- ・休息や体験等ができるガイダンス施設を整備する。整備にあたっては、景観になじむデザインとなるよう配慮する。
- ・ガイダンス施設については笹尾山周辺の観光客を対象としたガイダンス機能や情報発信スペース及び来訪者の休息スペースを確保する。
- ・あわせて、現況の甲冑体験の提供や、地域住民等の活動スペースを確保する。
- ・ガイダンス施設に隣接して子どもたちが遊べる小規模なスペース（以下、「遊び場」という。）及び身障者用駐車場を含む駐車場を整備するが、遊び場の利用者の安全確保に配慮する。
- ・既存の多目的トイレについては、来訪者の更なる増加を見据え残置し、メンテナンスについては、現況のままとする。
- ・旧北幼稚園を活用した生活介護事業所（さくらんぼの家）、その北側のゲートボール場は他の地区へ移転するよう調整する。

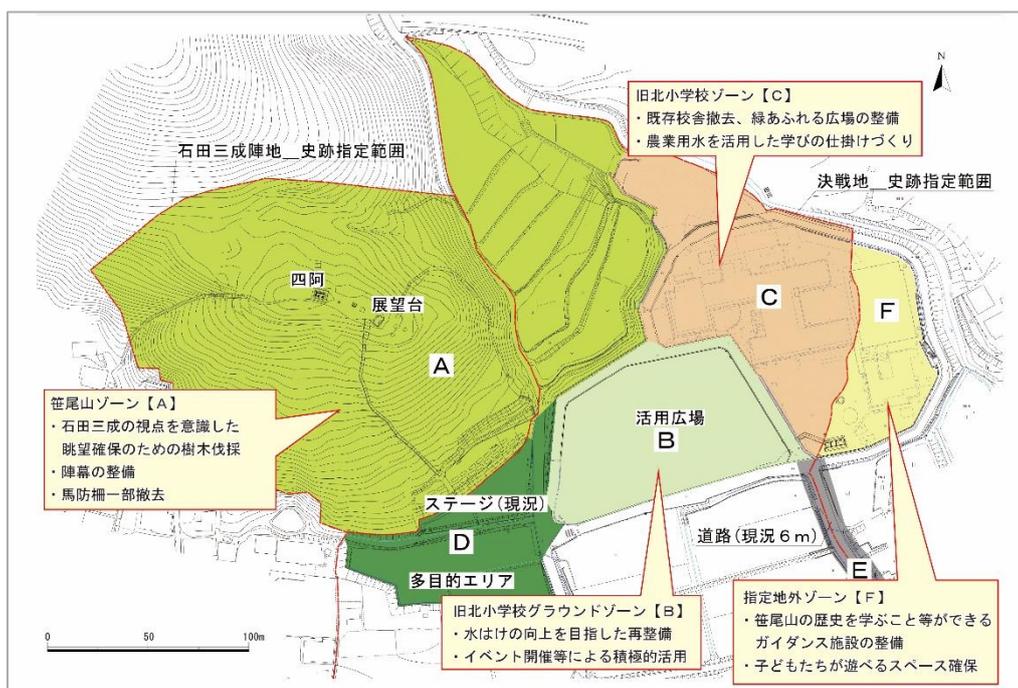


図 14：全体整備イメージ図

2 保存整備に関する計画

眺望確保のための樹木管理【Aエリア】

- ・関ヶ原の戦いからこれまでの歴史の積み重ねも考慮のうえで、往時に近い環境を目指し、史跡の本質的価値である石田三成の視点を意識した眺望の確保を図るため、樹木の伐採範囲は、笹尾山頂上付近（展望台及び四阿周辺）から南に開戦地、島津義弘陣跡や北天満山を視認できる範囲を設定する。
- ・伐採対象樹木は、視通を遮る直径 10 c m 以上の高木及び笹尾山麓から見上げた際に景観阻害要因となっている枯死した高木のサクラ等とする。
- ・定期的な調査によって樹木の場所や本数を把握し、伐採も含めた樹木の管理を継続的に行う。

試掘、確認調査

- ・本史跡の継続的な調査・研究活動が不可欠であり、計画的な調査を実施していく体制を確保する必要がある。【全エリア】
- ・決戦地については、旧北小学校の建設や圃場整備により大きく地形が改変されているが、様々な工事を実施するため、必要に応じて試掘確認調査を実施する。
【B～Eエリア】
- ・石田三成陣地については、これまでの調査により合戦時の遺構が存在する可能性はないとされているが、必要に応じて試掘確認調査を実施する。【Aエリア】

3 活用整備に関する計画（指定地内）

動線計画

- ・笹尾山東西の園路は現状維持とするが、笹尾山北東から西に抜ける東海自然歩道については、起伏があり自然豊かなルートであるため、階段の定期的な修繕や草刈りなどの維持管理を行うことにより、常時通行可能な状態の保全を通じて、積極的な活用を図る。【Aエリア】
- ・Fエリアに設ける駐車場への車両動線については、原則、旧北小学校グラウンド西側の町道を利用するルートとするが、すれ違いを可能とすべく、ルート上の一部に待機スペースを設ける。【Cエリア】
- ・整備後の利用状況や例えば、記念館から笹尾山への二次交通の十分な確保による自動車の流入に変化が生じた場合においては、車両や速度規制についても検討する。【Eエリア】

- ・現状の景観維持の観点から景観舗装や道路拡幅は実施しないが、安全上の問題があることから歩車道を分離すべく、町道決戦地線の東側に茶色の景観舗装を施す。【Eエリア】
- ・多くの住民及び来訪者の活用が想定される自転車の動線については、歩行者同様、決戦地線から直接Fエリアに進入する動線とするが、自転車置き場の位置など詳細については、基本設計時に検討する。【Fエリア】



図 15：町道決戦地線の舗装イメージ図



図 16：決戦地、石田三成陣地動線計画図

地形造成に関する計画【B・Cエリア】

- ・水田や畑があった地で合戦が行われ、江戸時代も農地として利用された。明治から戦前は軍事演習が行われる時代背景の中、史跡指定され、石碑などで顕彰されてきた。
- ・戦後、高度成長期を経て、関ヶ原古戦場は公立学校や、農業の近代化のための施設建設、農地の圃場整備などの開発と保存の調整を迫られる事態に直面した課題があった。近年は担い手の高齢化により、史跡（笹尾山、決戦地）の景観の一部である水田の維持管理が課題となっている。
- ・水利権者と調整したうえで、決戦地内を流れる農業用水（二ノ湯用水）に来訪者が直接触れられ、遊べるスペースを作ることで、これまでの歴史の積み重ねの象徴の1つである農業用水について、遊びを通じて史跡（笹尾山、決戦地）の開発と保存の歴史を学ぶ機会の創出を図る。
- ・加えて、一部の水路については、グレーチング（景観配慮仕様）などの蓋を整備することにより、B・Cを一体的に活用できるようにする。
- ・農業用水を活用していることを示した看板を設置し、ゴミ等を捨てないように注意喚起を図る。なお、既存の関ヶ原古戦場保存会及び関ヶ原町子ども会が管理する花壇は指定地外に移設する。



図 17：親水スペースの整備イメージ図

史跡の空間表現に関する計画

- ・旧北小学校グラウンドは、降雨時に滞水し、ぬかるみが生じているため、グラウンド全体の水はけの改善の措置を講じる。なお、水はけの改善は、有孔管の暗渠排水管を敷設する方法とする。暗渠排水管は15mから20mピッチでメッシュ状に敷設することで排水を促すものとする。【Bエリア】



現況の滞水状況



暗渠排水管（有孔管）敷設イメージ写真
（メーカーカタログより）

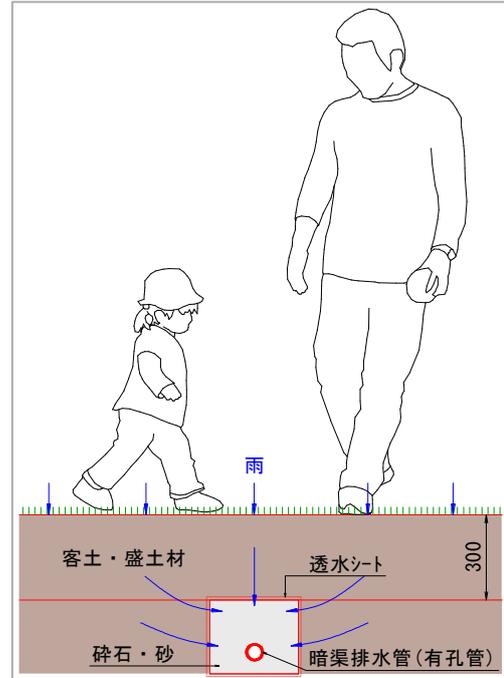


図 18：暗渠排水管（有孔管）敷設断面図

- ・B及びCエリアについては、一体的な活用を行うため、両エリアの間を走る旧北小学校の構内道路※は原則通行止めとし、それぞれのエリアから支障なく来訪者が行き来できるように、段差等がないユニバーサルデザインとする。【B・Cエリア】

※車止めを設置し常時通行止めとするが、景観舗装を実施し、緊急時及び水路管理用道路としての機能は維持

- ・旧北小学校が廃校となってから約15年が経ち、建物もかなり老朽化が進んでいる。現在は甲冑体験等を実施する笹尾山交流館として機能しているが、令和9（2026）年以降を目途に撤去する。【Cエリア】
- ・旧北小学校撤去後の跡地は、多目的な活用に資するよう地被植栽等による緑地化を図る。なお、親水スペースと遊び場（指定地外Fエリア）の行き来が見込まれるため、一体的な管理の観点から同一手法による緑地化を図る。【C・Fエリア】

- ・なお、本町の財政状況を十分に考慮し、イニシャルコスト及びランニングコストの圧縮に向けた検討を行う。【Cエリア】
- ・笹尾山交流館で行っている甲冑体験等の機能は一定期間他の場所で継続できるよう調整し、将来的には指定地外（Fエリア）に整備するよう調整する。【Fエリア】

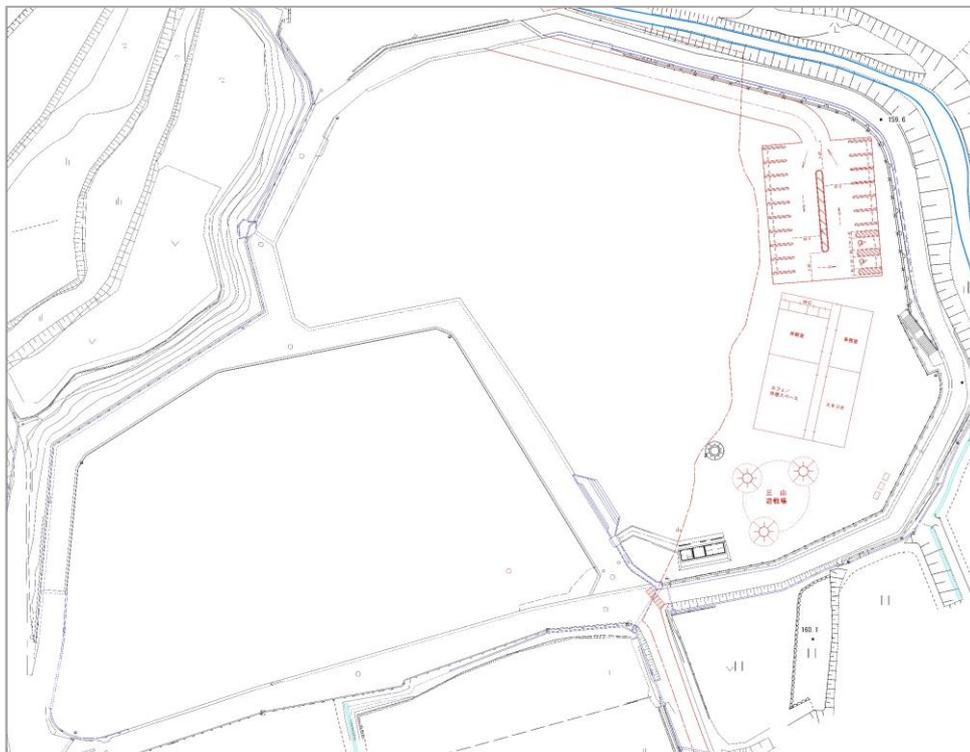


図 19：旧北小学校及びグラウンド周辺の整備平面図



図 20：旧北小学校及びグラウンドの整備イメージ図

修景及び植栽に関する計画

- ・ 笹尾山頂上部の既存散策路周辺について、継続的に樹木伐採や下刈りを行い、現在ある東西の散策路及び東海自然歩道についても活用面の向上を図る。【Aエリア】
- ・ 江戸時代初期に成立した関ヶ原合戦図屏風（大阪歴史博物館蔵）及び嘉永7（1854）年の関ヶ原合戦図屏風を参考に、現地の状況やランニングコストも十分考慮したうえで、笹尾山山頂に陣幕を整備する。【Aエリア】
- ・ 笹尾山展望台からの視点を踏まえ、眺望を阻害している展望台下部にあるベンチやテーブルを撤去する。【Aエリア】
- ・ 平成12（2000）年の関ヶ原合戦400年祭の折に整備された馬防柵は、発掘調査等に基づいた整備ではないが、一般的に笹尾山のイメージとして定着していることを踏まえ、下から1段目のみを残置とし、2～3段目は老朽化により倒壊の危険もあることから撤去する。なお、付近に馬防柵についての説明サインを設置する。【Aエリア】
- ・ 笹尾山麓の電柱及び架線が景観や眺望を阻害しているため、徳川家康最後陣地と同様無電柱化（架線の埋設や迂回の検討）を進める。【Aエリア】
- ・ 笹尾山東の耕作放棄地については、樹木が繁茂し景観を阻害しているため、伐採し、往時に近い環境に近づける。【Aエリア】
- ・ 旧北小学校グラウンド南側の桜については、決戦地史跡指定碑方面からの眺望を阻害している一方、東西道路との境界を示す役割として機能しているうえ、地域住民の意向を踏まえ、一定本数間引く程度に留めるものとする。また、旧北小学校グラウンド東西のトウカエデの樹木は、今後の活用を見越して全伐採とする。【Bエリア】



笹尾山麓からの景色



旧北小学校グラウンド東側のトウカエデ



図 21：石田三成陣地樹木伐採の基本方針



図 22：グラウンド部分樹木伐採の基本方針

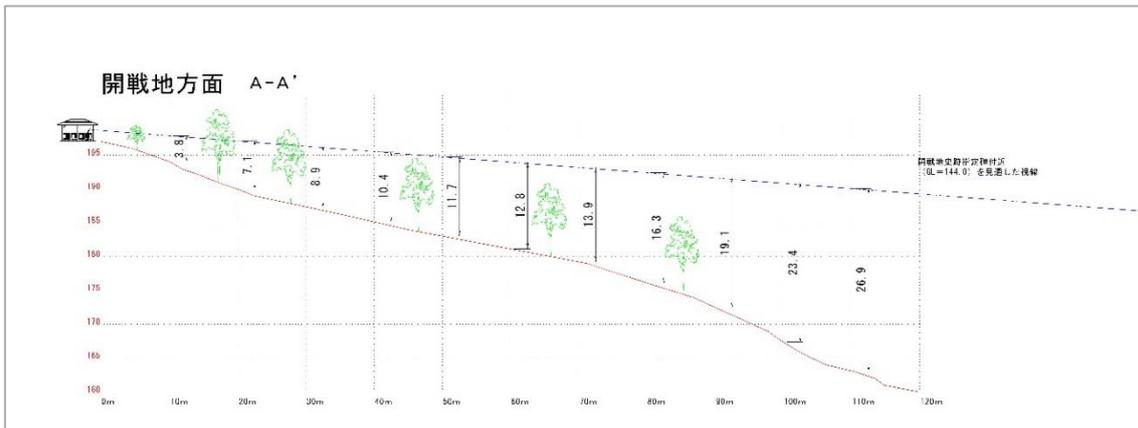


図 23：石田三成陣地伐採検討横断面図



図 24：陣幕整備後及び山頂のベンチ・テーブル撤去後の整備イメージ図

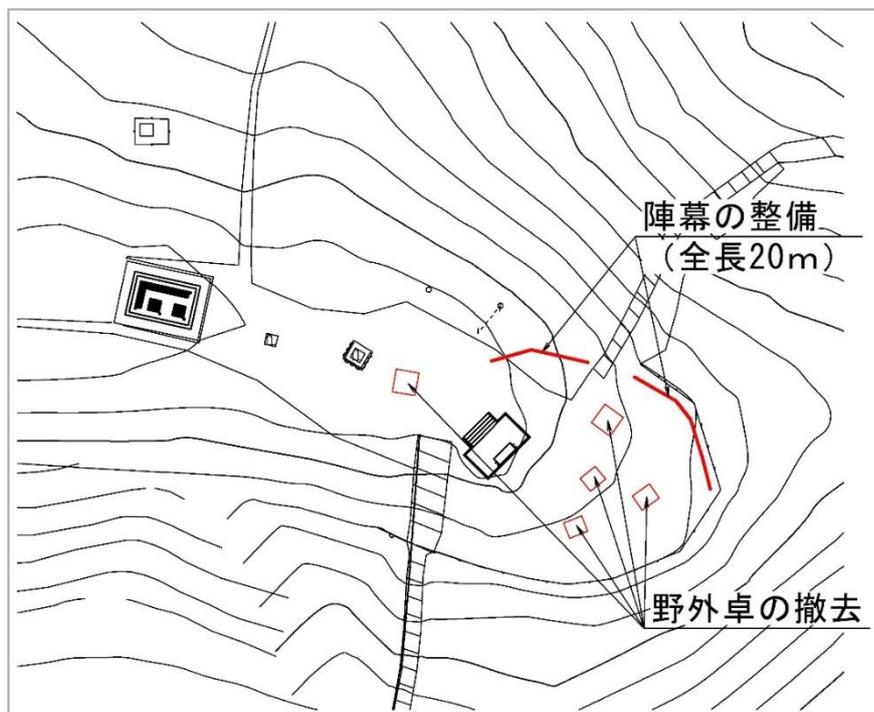


図 25：陣幕整備後及び山頂のベンチ・テーブル撤去後の平面図

案内、解説施設に関する計画

- ・既存の大型解説サイン（石田三成陣地）、展望台、音声案内解説サインは現状維持とする。【Aエリア】
- ・馬防柵の説明サインは、関ヶ原合戦図屏風に描かれていないこと、発掘調査に裏付けられたものでないことを注意喚起したものとする。【Aエリア】
- ・整備後の来訪者動線を踏まえ、本整備対象地内の誘導サインは来訪者の動線上である旧北小学校グラウンド南の桜付近及び指定地外のガイダンス施設付近に新設する。また、既存の広域案内サインについては、来訪者が最も多く立ち寄ることが想定される指定地外のガイダンス施設付近に移設する。
- ・サインの新設については、共通サインデザインの仕様を踏襲するとともに、景観の観点から、サインの設置については最低限に留めることとするが、詳細については、基本設計時に検討する。【Bエリア】
- ・笹尾山麓にある不破ロータリークラブ寄贈の関ヶ原の戦いに関する説明看板は経年劣化が著しいため、速やかに撤去する。【Dエリア】

管理、便益施設に関する計画

- ・平成28（2016）年度に整備した笹尾山山頂の四阿（Aエリア）は周囲の樹木を伐採し眺望を確保することで更なる活用の促進を図る。また、平成30（2018）年度に整備した公衆トイレ（Fエリア）は、来訪者の更なる増加を見据え現状維持とする。【A・Fエリア】
- ・整備後の来訪者の利便性や動線を踏まえ、ベンチなどの休息施設や照明などについて、来訪者の動線上であるグラウンド南の桜付近、親水スペース及び指定地外のガイダンス施設付近に新設する。
- ・ベンチの新設については、史跡景観の統一の観点からこれまでの整備と同仕様のベンチを設置し、照明については史跡景観を阻害しない仕様（フットライトなど）とする。なお、ベンチや照明の位置など詳細については、基本設計時に検討する。【B・Cエリア】



既存の広域案内サイン



これまでの整備で設置したベンチ

環境保全に関する計画

- ・令和3（2021）年度に景観計画策定及び景観条例を制定した。史跡の本質的価値である各史跡指定地からの眺望の確保、史跡指定地間の景観保全のために、建物の高さや看板の色について規制を行い、眺望の阻害要因を取り除くとともに新たな眺望阻害要因が生じないように、事前の規制についても検討していく。

【全エリア】

4 活用整備に関する計画（指定地外）

ガイダンス・体験施設・休憩施設に関する計画 【Fエリア】

- ・ガイダンス施設を整備するにあたって、必要最小限な機能を確保するとともに、関ヶ原の戦い当時に存在したと誤解させない外観（イメージ：現代風）にて整備する。なお、景観になじむよう十分に配慮する。
- ・ガイダンス施設の位置については、A～Dエリア全てを見通せるFエリア中央あたりとし、笹尾山頂上及び記念館からの景観も意識した設計の検討を行う。
- ・ガイダンス施設については、史跡（決戦地、石田三成陣地）の関ヶ原の戦いからこれまでの歴史の積み重ねを学ぶガイダンス機能のほか、例えば、笹尾山の四季の移ろいを感じる写真の展示、地域住民も利用するカフェ兼休憩スペース及び古戦場関連ボランティアなどの利用が見込めるスタジオなどの機能が必要だと考えられるが、詳細については基本設計時に検討する。
- ・ガイダンス施設は現況の甲冑体験を提供できるようにする。なお、ガイダンス施設の整備を終えるまで、他のエリアで実施するものとする。
- ・ガイダンス施設に隣接する遊び場整備にあたっては、子どもが歴史にふれる導入部分とすべく松尾山や桃配山等の地形を簡易的に表現[※]し、のびのび遊べるスペースを確保する。

※（仮称）三山遊戦場

- ・指定地外のうちガイダンス施設及び遊び場は、隣接するCエリアの親水スペースと一体的な活用が想定されるため、同一手法による緑地化（例：芝生化）を図る。
- ・ガイダンス施設の北側には、身障者用駐車場を含む駐車場を整備し、車路と遊び場の境界を明確にする景観に配慮したカラー舗装を行う。
- ・旧北小学校の閉校記念碑、関ヶ原合戦400年祭記念碑については、指定地外に移設する。



甲冑着付け体験



旧北小学校閉校記念碑

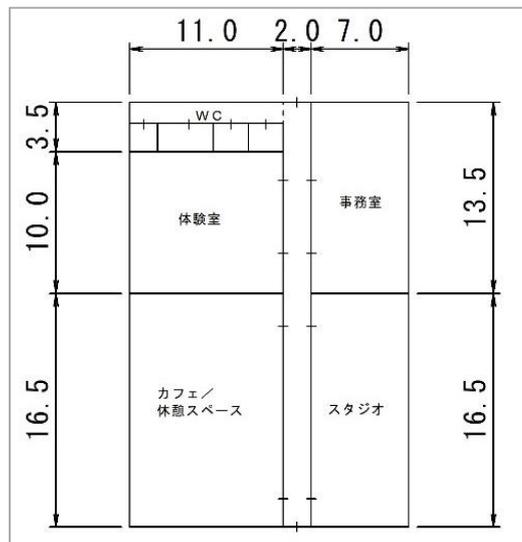


図 26 : ガイダンス施設の間取りイメージ



図 27 : ガイダンス施設の整備イメージ図

第6章 管理・運営に関する計画

1 公開活用計画

① イベントの継続的な開催と観光客と住民の交流

- ・整備期間は長期に渡ることが予想されるため、工事の状況を鑑みながら、ナイトイベントや関ヶ原合戦祭り等の各種イベントを継続して開催する。
- ・関ヶ原らしい武将にちなんだイベントのほか、民間活力を活かしたイベント（ワークショップ、武将隊演武等）、グルメ（物販、マルシェ等）、野外シンポジウムなどの新規イベントを通じ、決戦地等の積極的な活用を図る。なお、イベントの規模はB、C個々のエリアのほか、一体的な利用も考慮する。
- ・子どもたちが遊びを通じて学べる場として、子どもたちによる合戦ごっこ、弓矢鉄砲体験など体験できる取組みを進める。
- ・関ヶ原鉄砲隊や関ヶ原もりあげ隊など、町内のボランティア団体の活動に、観光客が参加し、関ヶ原古戦場の魅力を伝えるような取組みを推進する。

② 古戦場を学び、体感するための取組み

- ・整備期間中は、決戦地等の整備過程についても、現地において積極的に公開し、来訪者が整備に関わるようなワークショップなどの取組みを検討する。
- ・決戦地等の理解促進、当時を体感出来るように、幅広い世代が利用可能なVRなど最新技術の活用を検討する。
- ・記念館が主催する「関ヶ原研究会」と積極的に連携し、野外でのシンポジウムなど、決戦地等の持つ特徴を活かした学びのあるイベントの開催を推進する。
- ・記念館への教育旅行誘致と連携し、学校関係者等へのヒアリングを通じて、学校が利用しやすい、教育プログラムを実施する。
- ・本町内の子どもたちに対して、郷土愛を育み、子どもの頃から史跡が身近な存在となるよう、実際に古戦場を訪れ学ぶ機会の確保に向けた取組みを検討する。

③ 季節を問わない本史跡の公開活用

- ・記念館の開館により、年間を通じて一定数の来訪者が見込まれるため、例えば古戦場空間の広がりを感じることができる雪景色の古戦場など、四季折々によって異なる絵葉書となりうる景観を積極的に発信して、来訪者を呼び込む。

2 整備事業に関する庁内体制

- ・ 決戦地等を含む史跡の保存・整備・活用は古戦場活用推進課、地域振興課（観光）、産業建設課（農林・土木）、企画政策課（まちづくり）、総務課（旧北小学校）などと定期的に情報共有を図りつつ、全庁的な推進体制を構築する。
- ・ 担当課である古戦場活用推進課は、本整備が長期間に渡ることから中心となって事業を進めていく専門職員と事務職員を適度なバランスで配置することも検討していく。

3 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制

- ・ 石田三成陣地（笹尾山）の本質的価値である石田三成の視点を意識した眺望の継続的な確保のためには、定期的に樹木剪定及び伐採をはじめとした維持管理が必要であり、整備期間中も含め現在の決戦地等の環境を維持していく。
- ・ 決戦地については、整備が完了するまでの間、ボランティアによる草刈りのほか、町による定期的な除草管理、清掃などを通じて、史跡の本質的価値の保護を図るとともに、地域内外の方が足を運ぶエリアであることに配慮しながら適切な維持管理を実施していく。
- ・ 整備後は笹尾山から指定地外のガイダンス施設を含む、広大な敷地の一体的な管理とともに、積極的な活用を促すため、官民の役割を整理したうえで、指定管理等の民間活力活用も踏まえた管理運営手法を検討する。
- ・ 史跡の日常的な維持管理、保存、公開について主体的な参加が見込まれる関係人口の拡大に向けた取組みについても検討する。

4 地域住民の参画

- ・ 関ヶ原もりあげ隊においては、整備予定地に隣接する水田でのコスモス等による修景事業の実施、また、関ヶ原古戦場保存会による定期的な草刈り等の環境整備により、決戦地等の景観が保たれている。しかし、担い手不足、高齢化などの課題を踏まえ、継続的な実施に向け、町が体制をサポートしていくほか、役割分担も考慮しつつ、史跡に相応しい環境維持に努めていく。
- ・ 決戦地等の整備後、せきがはら史跡ガイドや古戦場おもてなし武将隊関ヶ原組など古戦場関連ボランティアが、ガイダンス施設でのイベントの実施や、古戦場案内、史跡散策に積極的に関与する仕組みを構築する。

第7章 事業計画

1 整備の優先順位

眺望（景観）確保及び来訪者の安全確保の観点から、以下の整備を優先的に進めるものとする。

- ・関ヶ原の戦いからこれまでの歴史の積み重ねも考慮のうえで、往時に近い環境を目指し、史跡の本質的価値である石田三成の視点を意識した眺望の確保を図るため、樹木の伐採範囲は、笹尾山頂上付近（展望台及び四阿周辺）から南に開戦地、島津義弘陣跡や北天満山を視認できる範囲を設定する。伐採対象樹木は、視通を遮る直径10cm以上の高木及び笹尾山麓から見上げた際に景観阻害要因となっている枯死した高木のサクラ等とする。【Aエリア】
- ・北小学校（Cエリア）が廃校となってから約15年が経ち、建物もかなり老朽化が進んでいる。現在は甲冑体験等を実施する笹尾山交流館として機能しているが、令和9（2027）年以降を目途に撤去する。【Cエリア】
- ・旧北小学校撤去後の跡地は、多目的な活用に資するよう地被植栽等による緑地化を図る。ただし、本町の財政状況を十分に考慮し、イニシャルコスト及びランニングコストの圧縮に向けた検討を行う。【Cエリア（北半部）】

2 年次計画

笹尾山周辺整備は、基本設計から全面供用開始まで最短でも6年を要する見込みだが、この場合、令和7（2025）年度の基本設計を終えてから、令和8（2026）～令和12（2030）年度に旧北小学校校舎撤去工事、整備詳細設計及び整備工事を実施し、史跡指定100周年を迎える令和13（2031）年度に全面供用開始を目指す（詳細：図28参照）。

最短スケジュール

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
計画・設計	基本計画	基本設計				整備詳細設計		
笹尾山								
石田三成陣地						陣幕整備、織追加等		
全域	先行伐採工事					景観整備	景観整備	
南面山裾						馬防柵一部撤去等		
南側丘陵地				イベントステージ(現状維持)				
多目的エリア				多目的エリア(現状維持)				
小学校跡地								
指定地内		校舎解体撤去詳細設計			活用広場整備・緑化・水路、親水スペース整備 校舎解体撤去、伐採工事			
指定地外					ガイダンス施設 建築工事 進入路、駐車場、遊べるスペース整備		開館準備	
周辺地域								
東側休耕地					コスモス/ひまわり畑(現状維持)			
西側休耕地					ひまわり畑(現状維持)			
小学校跡地周回道路							舗装工事	
主要アクセス道							歩車分離、景観舗装	
その他周回道路							無電柱化検討、整備	
旧北小取り壊し								
関係者の調整								
保管品移転			保管品の移転に向けた調整					
笹尾山観光交流館			移転に向けた調整					
その他								
さくらんぼの家			移転に向けた調整					
ゲートボール場			移転計画策定					

図 28：笹尾山周辺整備に関するスケジュール表

3 想定事業費

事業費の目安としては約10億円と試算（旧北小学校撤去費用を除く）。本町の厳しい財政状況を勘案し、可能な限りコスト縮減に努めるとともに、財政負担の平準化を図っていく。特に、指定地外に整備する、ガイダンス施設をはじめとした決戦地等の整備にあたっては、国費、県費や民間資金などの特定財源や、整備段階からの民間活力導入に加えて、地域資源の活用を努めるが、詳細については基本設計時に検討する。

また、今回の整備範囲は旧北小学校跡地を除き、ほぼ私有地であるため、決戦地等の公有化の推進が望ましいが、想定される経費（土地取得等）について、取得時点の所要額を事業費として計上する。なお、整備事業の進展によって、様々な検討課題が生じることも想定されるため、整備事業の進捗状況や各種調査結果も踏まえながら、年度ごとに事業内容や事業費について精査し、必要に応じて見直しを図っていく。

4 完成予想図、平面図含む

完成予想イメージ図及び平面図を以下に示す。



図 29：完成予想イメージ図

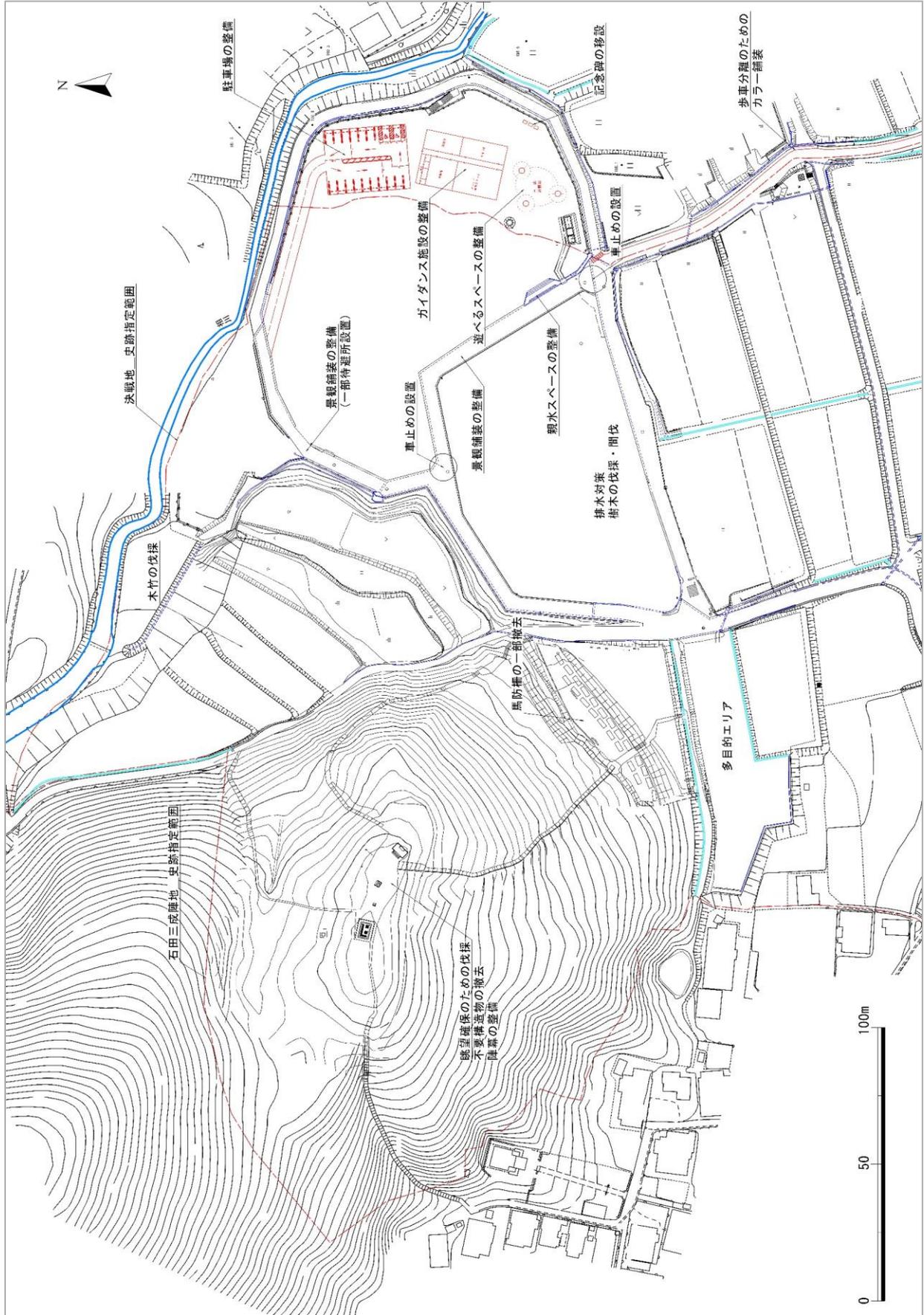


図 30：完成予想平面図

笹尾山周辺整備基本計画

【史跡関ヶ原古戦場整備計画別冊】

発行者 | 関ヶ原町
編集者 | 古戦場活用推進課

〒503-1592
岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58
【TEL】 0584-43-1111(代)
【H P】 <https://www.town.sekigahara.gifu.jp/>
